



CONTENTS

I Law School 特集		
大阪国際綜合法律事務所訪問記	小田美佐子	2
大阪法律センター法律事務所訪問記	渡辺 千原	6
II Farewell		
定年を迎えて	荒川 重勝	10
出会いに感謝 — 35年間の立命館生活を終えて—	山本 岩夫	13
III Sabbatical		
イギリス在外研究の思い出	葛野 尋之	16
IV Research Project		
国際シンポジウム	樋爪 誠	21
V Overseas Conference		
国際貢献型〈地球市民法曹〉養成プログラムによる中国出張について	出口 雅久	23
VI My Book		
『金融アンバンドリング戦略』	大垣 尚司	26
VII Departure		
天気晴朗ナレ共波高シ	木村 和成	29
新しいスタートの前に	中林 啓一	30
VIII Media Coverage		
学会・研究活動報告		31

Law
School
特集

事務所紹介

大阪国際綜合法律事務所訪問記

小田 美佐子 ODA Misako

1. 事務所の紹介

■事務所の外観・内部

大阪市営地下鉄の本町駅から歩いてすぐ、
靱(うつば)公園にほど近い、シックで落ち着いた
ビルの7階ワンフロアが事務所。

エレベーターを上がると事務所への入口が
示され、通路を歩いて受付に入ると、大きな栗
色の木に記された「大阪国際綜合法律事務所」
のプレート文字が間接照明に照らされて
浮かび上がる。左手に目をやると、お祝いでいた
だいたというヨットハーバーの絵が1枚。

早くからイントラネットを導入した事務所
の中は、機能的な作りでセンスの良さを随所
にうかがわせる。図書には分類・検索機能が備
わっており、資料は、年度ごとに色分けした
ファイルに収められ、瞬時に識別可能だ。

隣には、応接室へとつながるゆったりとし
た空間があり、若手デザイナーが手がけたお
しゃれな椅子・オブジェなどが効果的に配置
されている。応接室の扉に近づくと、赤と黒の
洗練されたデザインのドアノブが、木目の美
しいドアに絶妙にアクセントを添えているの
に気づく。



イントラネットを紹介する山口先生

■事務所の構成

山口孝司弁護士を所長に、アメリカ・アラス
カ州・カリフォルニア州弁護士トーマス・A. フ
リップセン二世、松岡伸晃パートナー弁護士及
び勤務弁護士4名とオランダからの留学生が
1名。オフィスのスタッフはすべて英語に精
通。事務所の中は英語が飛び交っていた。弁護
士の内3名は(現在留学中の1名、昨年及び今
年入所の2名を除く)、海外のロースクールを
出て、英語で業務がこなせるレベル。渉外業務

も多く、欧米・東南アジアなどが主流。
事務局は3名。誰が誰についていると
いうことはなく、全員のサポートをして
いる。

事務所のホームページも充実してい
る(<http://www.yamaintl.gr.jp/office/>)。
こちらは、勤務弁護士の松井先生がデ
ザインされたものだそう。 「いちげん
さんお断り」ではなく、多くの方々に門
戸を広げたいというお気持ちの現れだ
と推察した。

■業務内容

渉外事件6～7割、国内事件3～4割。「大
阪的な泥くさい渉外弁護士を目指している」、

objet



chair

「トヨタ自動車などの超巨大企業よりも、大阪の地場産業などのサポートをするような仕事をしている」。従来は大阪の企業が東南アジアに進出する案件が多かったが、最近は中国・香港の企業が大阪に進出してくるケースが増えてきているとのこと。弁護士の専門化が進み、自分の専門分野でない分野を扱うと、依頼者に迷惑をかけたり、弁護過誤の問題になるため、弁護士から渉外事件を依頼されることも多いという。渉外法務はタイムチャージ制であるが、費用について先生に質問をすると「0.1 h単位で・・・まあ、1時間2～4万円ってとこかな」と微笑まれる。



トーマス・A. フリップペンII世（むかって左）、
オランダからの留学生（むかって右）



HPをデザインした松井弁護士

2. 山口先生の履歴書（?）

■弁護士になるまで

優等生だった山口先生の志望校は東京大学。1年浪人し再度挑戦しようとした時、学園紛争のさなかで試験が中止になったため、京都大学へ。「自分と全く関係のないところで人生が変わってしまうことがあると感じた」山口先生は、京都大学で「アンチ中央」が体に注入され、「権威」に対しては本能的に「何だ!」と思うようになったとか。

司法研修所での修習を終え、「裁判官にならないか」との誘いも結構あったが、子供時代の転校の思い出も影響し、転勤のない弁護士の道を選んだという。第一希望だった大阪の事務所からは「今年とはらない」と言われ、別の事務所へ。ところが2日後に第一志望の事務所から「うちへ来ないか」と誘われる。しかし、お断りした。

■渉外弁護士としての歩み

その後、ハーバード大学留学の話がとんとん拍子に進み、帰国後はパートナーとなるが、所長が病気でパートナー解消に。次に誘われて入った北浜の事務所で実質的に海外部門を初めて始め、在籍した9年間で7名だった事務所は17名の大所帯に。イントラネットをやりたいと45歳で始めた今の事務所も4名だったのが、今では倍以上に。

渉外弁護士に必要な資質について尋ねてみた。語学力は求められるが、それ以外は「弁護士として優秀かどうか」と山口先生は話される。「事案を的確に把握して、それを分析し、総合して、シミュレーションして、取捨選択する能力」は国内国外を問わず、弁護士にとって大切だとのこと。



充実した図書



取材風景

「人生は、いろいろなところで自分の意図しないように曲がったりするが、それを前向きに受け止めて、一所懸命前を向いて進んでいけば、何らかの道は開けるものだ」との言葉に重みを感じた。

■外国語を母国語のように操る秘訣

渉外法務に必要な語学力は、海外のロースクールに留学して身につけることが多いが、その後は本人の努力と環境次第だという。「ストレスをためずに英語を話せるようになるには3～4年かかった」とおっしゃる山口先生は、大阪弁護士会の調査旅行、仕事等で通訳をなさるなど、その「仕事で使う英語」能力の高さに定評がある。

先生の事務所では、1日のうち半分は皆さん英語で仕事をされているそうだ。また、新人が入ってきたら、数年で海外ロースクールへ留学させるので、結果として全員話せるようになるとのこと。全員努力すれば習得できるだけの資質があるということか。

3. 読者へのメッセージ

■先生の自己分析(?)

先生曰く、「自分は即断即決型。よーい、ドン!でゴールまで走らせたなら、人並み以上に早く走ることができる自信はあるが、終わりの見えないマラソンは苦手。だから短期間で答えを出す必要がある渉外法務は向いていると思う」。

NPO消費者ネット関西の常務理事もなさっている先生の、「自分のできる範囲で、時間の1割なり2割なりを公益的活動に使うこ

とは、弁護士としても自分の幅を広げるのに大事だ」との言葉は、「公益的な仕事をしたい」「弁護士の存在意義とは」を常に念頭におかれてのことだと思われる。

ちなみに、「マッキントッシュ同様阪神もマイノリティ」とおっしゃる先生は、大阪弁護士会所属の弁護士がつくる「法虎会」の事務局長もなさっており、その阪神ファンぶりは事務所内の関連グッズからもうかがい知ることができる。

■法学部・法科大学院の授業について

大阪弁護士会副会長、大阪市消費者保護審議会委員、韓国の商事仲裁協会仲裁委員等を歴任し、多忙な先生が「社会に恩返しをし、次の世代をいかに育てるのが我々の責任」とのお気持ちで承諾された大学の講義について尋ねてみた。

「ロースクールの法曹英語に関して言えば、皆非常にながらばっていて、やりがいがある」。「学部の授業は、一所懸命話しても反応があるのは少数で、ソクラテスメソッド(対話式授業)をやったが、なかなか難しい」。

学生時代の先生は、法律相談部で積極的に活動したという。京都大学の大講義には法律相談部の学生が1列目、2列目に座り聞いていたが、先生ご自身は教授に質問しに行くことはほとんどなく、学生同士で法律問題を議論することが多かったとの思い出を話してくださった。



新人弁護士 堀井 氏

■院生・学生へのエール

「何をするにもまず自分で考え、結論を出す努力をしてから、アドバイスを受けるなどするように。要するに常に自分の頭で考えるということ。言われたことをそのままやるのではなく、今やっていることは何のためにやっているのかを考えれば、やり方も変わってくる」。「判例を調べろと言われた時でも、その判例は何のために調べるのか、この事件のこういう問題点を解決するために調べるんだとしたら、見方が違ってくるし、コピーするにしても、証拠に使うとしたら、右とじか左とじか上とじか下とじかで、どちらのスペースをあけるかは自ずとわかってくるはずだ」。

4. 取材を終えて

「反骨精神」とおっしゃる先生だが、実にバランス感覚の優れた「プロ」との印象を受けたのは私だけだろうか。自分のスタイルを貫きつつ、惜しみなく社会に還元しようとするその姿勢、関西への愛着、後輩への熱い思いを感じさせる、コミュニケーション能力抜群の先生が印象的だった。もっとお話を伺う時間がほしかったというのは欲張りかしら？
(法学部 小田美佐子)



アメリカのローファームから
帰国したばかりの平泉弁護士

法科大学院での授業をこなすため、土曜も仕事をされる先生のご趣味は、「日曜に妻（教員）と2人で掃除をすること。2人でスポーツジムに行って汗を流すこと。プールで泳いでその横の温泉に入っのんびりすること」と意外と庶民（？）的。机の前には愛妻の写真が。・・・しかしその横に大きな美しいヨットの絵も。先生はご友人と共有されているヨットもお持ちらしい。お召し物は超一流品。近づくとかほかに香る香水。「大阪本町に石原裕次郎を見た！」というと言い過ぎだろうか。

(法学部共同研究室 市川美貴)

(取材・執筆／おだ・みさこ アジア法)

山口先生のデスク



山口先生

愛妻の写真

阪神グッズ

ヨット

Law
School
特集

事務所紹介

大阪法律センター法律事務所訪問記

渡辺 千原 WATANABE Chihara

2004年11月8日月曜午後2時半から、大阪北浜駅近くの事務所を訪問させていただきました。今回は、法学部渡辺と法学部共同研究室の三宅、法科大学院事務室の浅井の3名での取材。法廷前の時間を無理にとっていたのですが、それを忘れるくらいゆったりと丁寧に應對していただきました。

事務所は、北浜の駅のすぐそば、大川の難波橋横。中之島公園には綺麗なバラ園。夏には、事務所から天神祭りが楽しめるそうです。



事務所からの展望

社会弁護士の合同事務所

事務所の構成は、現在弁護士7名、もうすぐイソ弁2名が増える予定。事務員は9名で、以前は事務方の仕事を分担してローテーションしていたが、現在は担当する弁護士を固定して事務所全体の事務を全員で兼任しているとか。藤田先生は31期で、修習後3年間のイソ弁を経て同期5人ではじめてのがこの大阪法律センター法律事務所。うち2人は後に別に独立したが、藤田先生・甲田通昭先生・田中泰

雄先生の3人は今も一緒に仕事をし、この事務所の中核を担っている。経費共同の合同事務所。藤田先生は今はかなり刑事弁護に特化しているが、甲田先生は、民刑事双方、田中先生は、民事事件が中心。先ごろ最高裁判決で原告の訴えが認められた水俣病関西訴訟の事務局長もつとめておられる。民事も労働事件の原告側の弁護など、いわゆる「社会派」の仕事が中心。仕事は3グループに分けてされてい



藤田正隆先生

甲田通昭先生
沙々木睦先生田中泰雄先生
三嶋周治先生

文昌燮先生

るということだが、弁護士のデスクはそれぞれ個室ではなく、分け隔てなく並んでいて事務所全体が一体化している。藤田先生によれば、「けんかはしょっちゅう」だが、事務員さんによれば、「お互いよく理解し合っていると思います」し、全員での飲み会や事務所旅行として三方五湖や四万十川などにも出かける家族的で居心地のよい事務所ということ。

刑事弁護という仕事

藤田先生は、数少ない刑事弁護のスペシャリスト。イトマン事件や和歌山カレー事件などの大事件の弁護も手がけられている。

しかし刑事弁護というのは、はっきり言って儲かる仕事ではない。しかも、世間からは「悪人を弁護するなんて」と理解されにくい。そんな困難な道を選んだのには何かきっかけがあるのでは？ところが、特別何かがあったわけではないという。大阪の茨木高校時代から冤罪事件などに関心があり、弁護士になるなら刑事弁護をと考えていた。ただ、大学はジャーナリストと東京への憧れから早稲田を目指し、商学部に入學。4回生になって司法試験を意識しはじめる。卒業後帰阪し結婚して子供もできたので生活のため3年間高槻市に勤務。退職後、司法試験に合格し、弁護士になったときは30を越えていた。そこから刑事弁護の道が始まる。イソ弁は刑事事件を扱う

事務所を選ぶ。独立してからは、民事の仕事もしてきたが、徐々に刑事の比重が高まり、今は7：3から8：2までになっている。お話を伺っていると、弁護士という職業を選んでから今まで刑事弁護をすること自体には疑いを感じたことはない。静かながら強い信念が伝わってくる。

拘禁された少年に面会に行ったところ、「早くここから出してくれ」と言われる。無理だというと、「親がそのためにお前に高い金を払っているのに出せないとはどういうことか」という。時々弁護士の役割や依頼者との関係に嫌気をさすことはある。とりわけ少年事件は苦手である。たとえ依頼者の望みでも出来ないことは出来ない。

とはいえ、自分も刑事弁護は「ハイアード・ガン」つまり、依頼者のためにできるだけ尽くすというのが基本的立場だ。そうでないと今の刑事司法では検察ペースで有効な弁護はできない、危ない橋だつてわたる。勿論、違法なことをしていいという道理はない。

刑事司法への評価と期待

藤田先生は、刑事事件をつねに25件ほどを手持ち事件とし、そのうち3件ほどが国選事件。これまで600件以上を扱い、15件が無罪に。無罪事件というと、刑事弁護の賜物という印象があるが、実際は裁判官が後見的に無罪判決を導いてくれることも。藤田先生の場合



事務所スタッフの皆さん

も新人のころ、裁判官に助けられて、無罪事件となったケースも多かった。ベテランになった今は、そうもいかないとか。

ただ、無罪事件が出にくくなったことには、日本の刑事司法全体の流れも絡んでいるように思われる。1980年代に「日本の刑事裁判は、絶望的」といわれたが、藤田先生によれば、その後も事態は深刻化してきたという。松山事件など再審無罪事件がでたころは、「再審無罪」が出るだけ望みがあったといえるし、大阪では弁護人の活動にも真摯に耳を傾けてくれるリベラルな判事もいた。そのころ「東京は絶望的」つまり弁護士がどんなに力を入れても保釈は認められない、量刑も厳しく弁護活動が実を結ばないため私選弁護の依頼が減ってくるという問題が生じていた。ところが、その後大阪でも同様の事態となる。大阪の判事たちが次々に東京に配置換えがなされ、逆に東京の判事が大阪に移り、東京型の統一化が進んだのである。ただ、それでも刑事弁護を放棄してしまおうと思わなかったのは、自分の出世をかえりみず刑事弁護に理解を示してくれる立派な裁判官はゼロにはならなかったから。そんな人がいる限りはがんばろうと思う。

ただ、「絶望的」と裁判所ばかり責めるわけにもいかない。裁判官が刑事弁護を重視しなかったのは、弁護士の取り組みが不十分だったことにも問題があった。現に、90年代に入って当番弁護が軌道に乗ってきて、曲がりなりにも刑事弁護活動が充実してくると、裁判官もそれに応えるようになってきたという。



新人スタッフと



インタビューに応じられる藤田先生

昨今、司法改革のなかで、刑事司法も大きく生まれ変わろうとしている。そのひとつの目玉が一般市民が裁判官とともに刑事事件の審理に加わる裁判員制度であり、刑事弁護にとって大きいのが起訴前の国選弁護制度である。

藤田先生は司法改革についてはどう見られているのだろうか？

司法改革全般は歓迎、ただし個別には批判のある部分もあるということ。裁判員制度については、もともと市民のみで判断する陪審制度の導入を求めていたので、中途半端な制度という評価。プロの裁判官に市民がどれだけ発言できるかを考えると、今の裁判システムの中に形式的に市民を取り込むだけの制度、という感が否めない。

起訴前の国選弁護制度も、大きな前進だが、これまでの国選弁護は到底コスト的に引き合わないものであり、ボランティアに頼らない仕組み作りも必要だという。

しかし、これらの改革には期待もしているし、また自身、新制度のもとで刑事弁護を行うことを楽しみにもしているそうだ。

次世代の法曹へのメッセージ

来るべき裁判員制度にどう対応できるかが、刑事弁護を担う弁護士にとっては正念場。裁判員裁判は、市民が参加し、社会からの関心も高まる点で、刑事弁護がある意味で華やかで報われるものにもなりうる。藤田先生ご自身は、旧制度を主たる活動舞台としてきたが、裁判員時代の刑事裁判を担うのは次世

取材に協力してくださった方々



文昌燮先生



南野 容子さん 天野 陽子さん

代の法科大学院を卒業していく皆さん。ここで刑事司法を良くできなければ未来永劫希望はない。是非積極的に刑事弁護に取り組んでもらいたい。次世代へのすばらしいエールです。

事務所での藤田先生

藤田先生のお話ぶりは常に穏やかで紳士的。これで刑事弁護ができるのかしら、と不思議に思うほど。事務局の天野さんと南野さんも口を揃えて「本当に優しい先生です」と言う。天野さんは、刑事弁護についてははじめは「どうしてこんな悪いことをする人たちが弁護するのだろう」と疑問を抱いたこともあった。でも、その人の生い立ちや犯罪に至った経緯なども掘り下げ、誠意を尽くして弁護活動をされる藤田先生の姿に、徐々に「すごいことだ」と感じるようになったとか。また、刑事弁護は時間との戦い。自分たちの受ける電話や送るファックス一本で、被疑者が釈放されることもあると思うと気が抜けない。

もと事務員、その後司法試験を経て現在同事務所の弁護士となった文昌燮先生に無理にお話を伺いました。藤田先生について「酔っ払うとただのおじさんです」ということ。でも、文先生が藤田先生を刑事弁護のスペシャリストとして非常に尊敬されていることはその経歴、口調からも伝わってきました。

この言葉のように、藤田先生はお酒が大好き。お酒は基本的には外で、一人でも同僚や弁護士仲間たちと飲むことも。法科大学院の授

業でも何度か飲み会を開催（これは学生の希望）。それから、学生時代はワンダーフォーゲル部で山登りをし、今は旅行が趣味。最近はおっぱらシルクロードにはまっていて、去年はウズベキスタンを旅してこられたそうです。藤田先生のお話の中には、刑事弁護への信念をもちながら、常にご自分の仕事を、制度のなか、歴史の中の一点として位置付けるある種冷静で超越的な視点が感じられたのですが、それとシルクロードはまさにぴったりきました。

取材を終えて

藤田先生は、失礼な質問でも実に穏やかに丁寧に答えてくださるので、いつまでもお話していきたい、という気になり、予定の1時間はあっという間に過ぎてしまいました。また、刑事弁護への静かながら冷めることのない情熱の基礎には人間への信頼というヒューマニティーを強く感じました。あとからもじわじわと感動が続く取材でした。

（渡辺千原）

「我々は法律の手足」、「新司法制度からが正念場」、そう静かに淡々と語られる中に、刑事弁護の未来を見据える情熱を感じました。藤田先生に続いて第2、第3の「地上の星」のような弁護士さんが、法学部、法科大学院から出てこられることを期待しています。

（三宅由花）

（取材/執筆 わたなべ・ちはら 法社会学）

退職記念

Farewell

定年を迎えて

荒川 重勝 ARAKAWA Shigekatsu

1. 私の研究生生活は、東北大学法学部で鈴木禄弥教授（民法学）の助手になった1962（昭和37）年に始まった。以来43年、大学で法学の教育・研究に携わったことになる。

東北大学法学部での学生時代、助手時代には、鈴木禄弥・広中俊雄・幾代通の3教授から民法学の“手ほどき”を受けた。3先生は揃って40才代初め、“気鋭”の民法学者であった。顔が合えば何時でも、何処でもたちまち議論が始まった。1つの問題で議論が行き詰まり1日が終わると、次の日また次の日と引き継いで飽くことがなった。その中で私は、鈴木教授から「法解釈における概念・論理の意味」を、広中教授から「近代法の理念」及び「法社会学の法解釈学に対する意義」を、幾代教授から「利益衡量のバランスの意味」を教わった。これとは別に、世良晃志郎教授（西洋法史学）からは、ウェーバー『法社会学』原書の輪読会（ゼミ）でウェーバーの思想と学問について学んだ。

また、学生時代の忘れ難い思い出を書き留めると、当時国を揺がした60年安保闘争を経験し、その中で「日本における平和と民主主義



▲ 若き日の筆者

とマルクス主義」の問題に突き当たったことと、「日米安保条約と憲法9条」が国民的問題になった“時代の雰囲気”の下で、大学4年生の時、碧海純一教授（東大）の「法哲学」集中講義を聴き、「法解釈学の科学性」というレポートを書いたこと、宮田光夫教授（政治学）主催の「聖書研究会」でキリスト教（無教会派）に接したことである。なお、助手論文としては中世ドイツの土地利用・所有法制度に関する歴史的研究を纏めた。

2. こうして、私は、「民法解釈学の科学性—法解釈学と法社会学」、「マルクスとウェーバー」、「土地所有法制度の理論的分析」という3つのテーマを心に抱いて、立命館大学に赴任した。当時の感覚からすると“外国駐在”に近い心持ちで仙台から洛北岩倉に移り住んだ（1968年）。私はゼミの学生からしばしば「なぜ立命館大学にきたか」と質問される。その答えは2つある。大学総長が「日本の良識」と讃えられる民法学者、末川博先生であったことと、立命館大学の教学理念と「小集団教育」を始めとした法学部カリキュラムに強く共鳴し、この大学こそ自分の学問と教育の理念を実践し、実現できる“場”であると感じたこととである。

末川先生を囲んで



前列左 末川先生 右 乾先生



▲広小路キャンパス

3. 大学キャンパスは、当時、京都御所近くの河原町広小路と衣笠（現キャンパス）とに分かれていて、法学部は広小路キャンパスにあった。狭い場所に古い建物がところ狭しと立っていた。私が末川総長に初めてお会いしたのは、広小路の中川会館2階にあった総長室である。その時の一部始終が今でも鮮やかに脳裏に浮かんでくる。総長の「荒川君、よく来てくれたね。この大学は、民主主義を重んじ、教員を大切にしますところですよ。よろしくね。」という声が懐かしい。

ところが、その翌年春から、あの「大学紛争」が始まった。学生は「大学解体」をスローガンに、中川会館（大学本部）や存心館（法学部教室棟）等をバリケードで封鎖した。建物の屋上から、夜の闇について火炎ビンや石（墓石も）が飛んでくる。それにあたる学生が火だるまになって倒れる。研心館（法学部事務室・図書館棟）の地下には学友会の学生が多数待機している。一触即発で学生同士の衝突が起きる状況であった。教員・職員は交代で大学に泊まることになり、事務室や共同研究室

で簡易ハンモックに寝た。「二度と再びペンを銃に替えない」という決意の象徴、「わだつみの像」が縄を掛けられ、倒され、地上を引きずり回される現場にもいあわせた。警察の介入の恐れがあるというので、それを阻止しようと労働組合員を中心にキャンパスに座り込みながら夜を明かしたこともあった。そのような緊迫した状況、ぴんと張り詰めた空気の中で、法学部教授会は、立命館大学の「平和と民主主義」と法学部の「国民と法の乖離を埋める」という理念、さらに各人の「大学・学問」観や法学教育論にまで遡り論議し、教授会の「大学改革案」を率直に学生に提起していった。

その案について、寺町御霊神社下の「白雲荘」で、井上正三（その後、九州大学に転出）、田村悦一・山口定・山下健次（いずれもその後、政策科学部に移籍）、松岡正美教授等と徹夜で熱い議論を戦わせたことはかけがえのない思い出である。議論の焦点は、「どのような方法で民主主義を実質化し、次の世代に引き継ぐのか」という問題と、我が国における「国民と法制度との乖離」をどのように捉え、私立大学という条件の下で、どのような法曹を、どのように育てるのかという問題にあった。学生・教員・職員ひとりひとりが、自己の存在基盤にまでも遡り真剣に考え、議論した日々であった。苦しくも、精気溢れる、青春のような日々であったと思う。

4. 1970年代に発生したいわゆる「学生ねずみ講」事件で私は「ドラ猫」というあまり歓迎できない紳名を貰った。私は以前「講契約」（例えば「伊勢講」）の法的分析をし、「ねずみ



◀ 授業風景 存心館 802号室





▲ 情熱をかたむけられた教員生活の日々

講事件」長野地裁判決（講を公序良俗違反とした）の分析をしていたので、民法講義で「ねずみ講」について注意をうながしたところ、学生が次から次に相談のために研究室にやって来た。結局、ねずみ講撲滅、被害を受けた学生の救済のためにかけずり回ることになったためである。その取り組みの中で私は、木村達也、安彦和子、金子武嗣、折田泰宏、尾藤廣喜等の弁護士、消費者問題運動家堺次夫、ジャーナリスト堂本暁子（現・千葉県知事）の諸氏から実に多くのものを与えられ、これを契機に私の研究の重点はいわゆる「消費者問題」に傾いた。

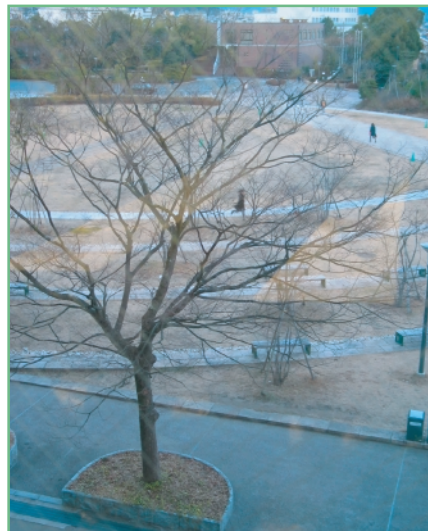
5. 立命館大学での生活は37年に及ぶのに、研究は「日暮れて、道遠し」である。子供の頃から何にでも好奇心を持ち熱中するというのが私の特徴だったような気がするが、ピアノ、クラシック音楽鑑賞、囲碁、マージャン、将棋、テニスなど趣味は増える一方、ドイツ（ミュンヘン大学）への留学（1981-1982年）を挟んで、立命館大学労働組合委員長、京都民主法律家協会事務局長、北陵高校PTA会長、奈良県建築紛争審査会長、立命館大学研究部長、京都東北部ゴミ処理工場建設問題で地元自治連合会の特別委員長等を休む暇なく歴任あるいは兼任し、遂に大病を経験することになってしまった。「民法解釈学と法社会学とをつなぐ1つの環」として位置づけ、取り組み始めた「近代法の基礎構造の歴史的・論理的分

析」というテーマも、「近代法講義ノート」までは作ったが、その後全く進んでいない。

6. 今後も力の限り研究を続け、これを学恩ある諸先生、これまで私を支えて下さった方々、そして私の講義を聴いてくれた全ての学生に捧げて倒れることができるなら本望であると決意を改めている。

以上研究面だけを述べた。将来、教育面について述べる機会があればと思う。

（あらかわ・しげかつ 民法）



▲ 存心館 802号室窓より校庭を望む

Farewell

退職記念

出会いに感謝

—35年間の立命館生活を終えて—

山本 岩夫 YAMAMOTO Iwao

1月19日の「退職記念講義」を終えた後、多くの花束、それに洒落たお菓子箱までいただいて、とうとう定年退職を迎えたのだと実感した。4月以降、これが最後の年だとの思いを抱きながら教壇に立ってきたが、19日の実感はそれまでのものとは全く異なっていた。睡眠不足のぼんやりした頭の中に、立命館での35年間の「生活」が様々な方々との出会いの姿をとって鮮明に浮かび上がってきた。

法学部に就任したのは1970年である。就任後間もなく二つの貴重な経験をした。学生との「団体」交渉と調査委員会（現在の企画委員会）での議論である。学生との間の厳しい議論もさることながら、議論中に学生から教員に向けて紙つぶてが幾つも投げられたことには驚いた。教員と学生との新しい関係を見たのだった。調査委員会での議論は外国語教育がテーマであったが、出席していた外国語教員に対して鋭い意見が相次いで出された。外国語教育の問題点は何であるかをまだよく理解していなかった私にとって貴重な学習の場であったけれども、齒に衣を着せぬ意見の鋭さにやはり驚いた。しかし同時に、教学に対する法学部の強いエネルギーを感じ、大きな刺激を受けた。

世界の流動化の下で日本社会の変化が進むにつれて外国語教育のあり方が問われるのは必然であり、したがって本学においても、法学部においても、この課題について私達外国語教員は絶えず問いかけられ、自ら問いかけてきたのであるが、そのような時にいつも感じたのは、法学部外国語教員の一員であることの有り難さであった。一つの問題に皆で取り組む真摯な姿勢、自由な発言、建設的な提案、そして時には会議後に楽しんだ会食などに励まされることが多かったからである。このよ



▲ 「ことばとそのひろがり」
インタビュー中の筆者

うな伝統を築かれた先輩の先生方、そしてこの伝統を守り教学改革に努力している若い先生方と出会い、ともに「生活」をしてきたことはとても嬉しいことであった。近年の外国語改革議論がトップダウン方式の傾向が強くなりつつあるなかで、これからも法学部外国語部会がこの良き伝統を大切にして、法学部の建設的な議論の結果を全学に積極的に提起して欲しいと思う。

数々の出会いの中で、悲痛な想い出になったものもある。「主人が亡くなりました」。奥さんからの電話であった。私は茫然として言葉を失った。同僚の兼子義人さんが急逝された1992年3月19日のことである。兼子さんとの突然の別れは私の人生の中で最も悲しい出来事の一つであった。兼子さんと一緒に銭湯へ行ったり、また兼子さんが小さな息子さん二人を連れて時々私の家へやってきましたりして、親しくしていた。その兼子さんが数日前に、「病院へ行ってくる」と私にいったまま再び帰ることがなかったのである。43歳の若さで

Farewell



あった。後日、兼子さんのお宅へ伺ったとき彼の部屋に案内されたが、主のいないその部屋の空間に感じられる酷い寂しさと抑えがたい悔しさに、胸を締め付けられる思いがした。

本学の研究条件は時間的には厳しいけれども、多くの点でよく整備されていると思う。その一つが研究活動の積極的な支援である。日系作家ヒサエ・ヤマモトさんとの偶然の出会いから私は日本文学研究を志すことになったのであるが、本学の日系文化研究会が長年、活発に活動できたのは、彦坂佳宣先生や桧原美恵先生、佐々木敏二先生たちとの出会いがあったからであり、さらに言語文化研究所およびその職員の方々から日常的に強力な支援があったからである。この研究会は言語文化研究所が開設された1989年に発足し、2004年3月にその歴史を閉じるまで117回の例会を持ち、資料・史料収集の蓄積と相まって、日本における日系人研究の一つの拠点になることができた。1991年に発足した日本移民学会の

第1回大会が立命館大学で開かれ、大学代表として支援のご挨拶をされた副総長・芦田文夫教授の姿が今なお鮮明に思い出される。その後、この学会での長い活動を通して知り合った阪田安雄先生(歴史学)、山本剛郎先生(社会学)、篠田左多江先生(文学)からの数々の教示も忘れることはできない。日本文学を閉ざされた「文学」の世界から解き放し、多様な関連研究分野の到達点からその意味と評価を問うことの重要性を教えられたのである。

本学の研究支援制度から個人的にも大きな恩恵を受けてきた。とりわけ研究休暇制度の利用によって、日本文学・文化分野で活躍しているヒサエ・ヤマモトさん、ワカコ・ヤマウチさん、カール秋谷さん(故人)、山城正雄さん、ベリーナ・ハス・ヒューストンさん、ロバータ・ウノさん、エリ・ヤスハラさん、アケミ・キクムラ=ヤノさん、テリー・ワタダさんなど多くの方々と親交を結ぶことができた。研究上の大きな宝物である。

学生たちとの貴重な出会いもまた少なかった。教室の中での彼等の反応と活動を通してだけではなく、外国で自己の夢の実現に挑戦している学生からのメール、卒業生で作る「山本会」との交流、法学部から転部・転学して現在、大学で教鞭をとっている医師からの定期的な手紙などによっても大いに元気づけられてきた。

このように振り返ってみると、35年間の在職中、多くの方々に支えられてきたことに改めて気づくとともに、感謝の気持ちにいっぱいになる。議論や行動を通していろいろ教えていただいた同僚の先生方、いつも親切にきびきびと対応していただいた職員の方々、教室の内外で絶えず刺激を送ってくれた学生たち、さらに研究活動を通して私を大いに啓発して下さった研究者や作家、舞台芸術家に、大きな声で「ありがとう」といいたい。

私にとってのこれからの課題は、退職後の人生を具体的にどのように設計するかということである。「修学旅行は無理ですね」と校医さんにいわれて念願の京都への修学旅行が不許可になった高校時代のことを思い出すと、今こうして生きていることは不思議であり、またそれ故にありがたいことでもあるので、余命いくばくもないと「予想」されるこれからの生活は大切にしていきたいと思う。そのために先ずやりたいことは、現在の生活の立て直しである。5年ほど前から陥っている昼夜逆転の生活を、退職を機にぜひとも改善したい。次に実行したいことは、今まで頂戴してき

た人的宝物をしっかり胸に抱きしめながら、これまで不十分にしかやれなかった日本文学・文化研究をもう少し前進させることである。ハパの文学と1930年代の日本文学に関する資料が未だに多くの段ボールの中で眠っていて、私の呼びかけを待っている。退職後の研究の難しさはよく聞かすが、敢えて自分にこの難題を課すことによって、立命館大学から受けてきた多大の恩を少しでも返すことに繋がるのではないかと考えている。

35年間、本当にありがとうございました。

(やまもと・いわお アメリカ文学)



▲ 最終講義での一幕

外留報告

Sabbatical

イギリス在外研究の思い出

葛野 尋之 KUZUNO Hiroyuki

1 私 は 2003 年 8 月 から 2004 年 9 月 までのあいだ、イギリスにおいて在外研究を行う機会を与えられました。私が在外研究員として所属していたのは、ロンドン大学政治経済学大学院 (London School of Economics and Political Science) 法学研究科です。イギリス福祉国家の理論的基盤を担ってきたといつてよい LSE ですが、刑事法・刑事司法研究においても、法学研究科、社会学研究科、社会政策研究科にまたがり 10 人ほどの教授と同じく 10 人ほどの専任講師がいます。研究科横断的にマンハイム刑事司法研究センターを設置しています。スタンリー・コーエン、マイクル・ザンダー、ロバート・ライナー、ポール・ロック、ティム・ニューバーン、ニコラ・レイシーなど、錚々たる教授陣です。また、若手の専任講師陣も実力者揃いです。厳罰政策、テロ犯罪対策、社会的迷惑行為規制、過剰拘禁の継続、電子監視などさまざまな局面について、ニュー・レイバーの刑事政策は、伝統的なレイバー支持者からも厳しい批判が提起されています。LSE に所属する研究者の政府の政策に対する

態度にも微妙なものがありました。少なくとも、厳しい原則的な政策批判を展開しているオープン・ユニバーシティなどのラジカルなグループとは、かなりスタンスが異なっていました。

さらに、ニルス・クリスティー (オスロ大学)、ローレンス・シャーマン (ペンシルヴェニア大学)、トマス・バーナード (ペンシルヴェニア州立大学) など、世界各地から、また、イギリス各地からゲスト・スピーカーを招いて、1 年に約 10 回、マンハイム特別セミナーが開かれました。これは一般開放しており、大阪市大の三島聡教授 (リーズ大学客員研究員) など、イギリスで在外研究中の日本の刑事法研究者もしばしば参加していました。同じようなセミナーが、オックスフォード、ケンブリッジでもあり、私もしばしば参加しました。

LSE では、教授、専任講師、特別研究員と博士課程の大学院生によるセミナーが、毎週約 2 時間開かれました。大学院生が博士論文の構想や調査結果を報告するだけでなく、教授

左が LSE 図書館

1 階にはバーとバリスタのチャンバー
上階は LSE の教室



一般図書以外にも、政府機関や NGO のレポートのたぐいがすべて揃っていた。私は他に、ブリティッシュ・ライブラリーやロンドン大学オリेंट・アフリカ研究大学院 (SOAS) の図書館もよく利用した。SOAS には立命館法学も揃っていた。



LSE の東隣は刑事控訴院と民事高等法院のある
ロイヤル・コート・オブ・ジャスティス

ロンドンを代表するゴシック建築。造りは荘厳でセキュリティ・チェックも厳しいが、法廷のドアには、「この法廷はすべての人に開かれている」との掲示がある。尊敬するウールフ首席判事の法廷も傍聴できる。

たちも最新の研究成果を報告しました。とくに興味深かったのは、初回、ベテラン教授と若手の特別研究員が、博士論文をどのように作っていったかについて報告したことです。私も昨年5月、日本の少年法改正と被害者運動について報告させていただきました。緊張しました。他にもいろいろとありましたが、世界最高水準の研究者との接触、きわめて充実したかつ使いやすい図書館など、LSEでの経験は、今後の研究の方向や方法を構想するうえで、たいへん有意義なものでした。もっとも、あまりの刺激の多様さと強さにいまでも戸惑っている面がありますが。

私はもう一つ、ロンドン大学キングス・コレッジ法学部に付属する国際刑事拘禁研究センター（International Centre for Prison Studies）の研究員としても迎えられ、ダイレクターのアンドリュー・コイル教授、主任研究員のヴィヴィアン・スターンさんなどから、イギリス刑事司法の調査研究についてとても大きなご援助をいただきました。ICPSはロシア、ブラジルなどの国家規模の刑事拘禁・刑事

施設改革プロジェクトに参加しており、昨年9月には、お二人は法務省、日弁連、矯正協会への招きで日本の監獄法改正に関するセミナーにも、講師として招かれています。実務と理論の高レベルでの結びつきをみることができました。スターンさんには、イギリス最大の刑事司法関係のNGO、NACROのダイレクターを永年務めていたという経歴があり、そのこともあってか、隣にあったCCJS（犯罪と司法研究センター、British Journal of Criminologyの編集をしています）とともに、NGO勤務経験のあるスタッフが大勢勤務していました。イギリス刑事司法においてNGOやボランティアの参加が大きな意義を有していることが、ここにも反映しています。皆、とても親切で、調査研究の構想などについて相談に乗ってくれました。

2 イギリス滞在中は、刑事司法に関するいくつかのフィールドワーク調査を行いました。刑事被拘禁者の法的・社会的コミュニケーションの保障について、いくつかの刑事施設を訪問しましたし、NGOの運営する面会者セ

グループ4という民間企業が経営するリバプールのアルトコース民営刑務所



民営刑務所は「競争原理」導入によるサービスの向上と職員労働組合への対向のために、保守党政権が導入。全刑事施設の約10%が民営刑務所となっている。厳しいモニタリングがある。よい民営刑務所は明るくて処遇プログラムも充実している。所長、副所長など幹部職員の多くは、行刑局からリクルートされた人たち。管理職員の多くは新規採用された人たちで、もと保護観察官、ソーシャルワーカーなども多い。たしかに「官営」刑務所と職員文化は違う感じがした。ただし、退職後の年金などを含め、職員の勤務条件は相対的に低い。これが利潤を生み出すもととなっている。



ドンカスター民営刑務所の面会者センター

民営刑事施設の面会者センターは刑事施設の直接運営が一般的である。民営刑事施設は、行刑局との契約に拘束されるゆえにか、NGOや市民ボランティアの参加に消極的である。

センターの調査を行いました。面会者センターは、面会に訪れた家族・友人に心地よい待合い場所とともに、必要としている情報、助言、支援を提供する対人サービスの拠点でもあります。量と質の両面において被拘禁者のコミュニケーションを現実にも充実させるためには、法的保障の強化とともに、社会的援助が必要であることがわかりました。NGOの人たちはとても生き生きと仕事をしていました。第一線の対人サービスの提供は、官庁に属する人よりも、専門家と協力しつつ市民ボランティアが担当した方がよいかもしれないと感じました。被拘禁者の法的・社会的コミュニケーションについては、日本法の改革構想も含め、論文の形にまとめ、立命館法学2004年3号、4号、5号に3回連載しました。

また、昨年3月には、ベルマーシュ刑事施設を訪問しましたが、そのときにも、テロ取締法違反の容疑で外国人被疑者が、刑事手続を正式に始動させる「正式告発 (charge)」なしで「不定期」に拘禁されており、ちょうど一人の被疑者の釈放を裁判所が命じたことに対して内務大臣が不服申し立てしたのを、控訴院のウルフ首席裁判官が却下したという日でした。正式告発なしの不定期拘禁というのは、日本でいえば起訴前に逮捕、勾留の制限時間がないというのと同じようなものですが、イギ

「ベルマーシュは英国のグオンタナモだ」
という批判プラカード



私が訪問したときは、被拘禁者と接見する弁護士と同じセキュリティ・チェックを受けたが、それでもきわめて厳格で、麻薬犬検査もあった。

リスでは September 11 の直後に制定された2001年反テロリズム、犯罪、安全保障法23条によって認められました。対象となるのは、内務大臣が国際テロリストとして国家の安全に危険を生じさせると認めた外国人で、帰国後の拷問のおそれなどの理由から国外退去を強制できない人たちです。現在、イギリス全部で12人いて、大多数がベルマーシュに拘禁されています。NGOや法律家団体が厳しく批判してきたことはもちろんです。しかし、政府は頑としてこれを変えませんでした。

帰国後、昨年12月、貴族院がヨーロッパ人権条約5条、6条、14条に違反するという判決を出しました。徹底して厳格なテロ対策と



1993年、10歳の少年二人による幼児誘拐殺人事件が発生したリバプール、マージーサイドのストランド・ショッピングセンター

彼らが歩いたコースを辿ったが、途中で不安を感じて引き返した。この事件はイギリス市民の厳罰要求を煽り、90年代以降の厳罰立法の引き金となった。11歳の被告人二人についての公開陪審裁判は、1999年、ヨーロッパ人権裁判所により公正な裁判 (fair trial) を受ける権利の侵害があったと判断された。

しばしば傍聴に通った中央刑事裁判所

オールド・ベイリーの名で知られる。てっぺんにテミス像。剣と天秤をもっている。証人サービス調査のときには、ちょうどテロ関係の裁判が入ったため、内部の撮影許可が取り消された。荘厳なロビーに圧倒されたが、一般傍聴者はそこには入れない。



厳めしいカーディフ刑事法院の法廷

中央が裁判官席で右手が証人席。証人も萎縮するというのがよく分かる。いまでも裁判官や検察側、弁護側のバリスタは髪をかぶっている。セキュリティへの配慮から傍聴席は2階にある。

いう政府の基本政策に対して、「法の支配」を及ぼしたのです。市民が平和で安全に生活するという意味の国の声明に対する危険は、テロ行為より、むしろ人権を抑圧する法によってこそ脅かされるという一節は、「法の支配」の真髄を示すものといえます。この判決を受けて、政府は、不定期拘禁に代えて、電子監視による厳格な在宅拘禁（house arrest）措置をとることを検討していますが、ソリストの全国団体であるロー・ソサイエティ（日本でいえば日弁連に相当）などは、「正式告発」なしの在宅拘禁も許されない、在宅拘禁が認められるのは「正式告発」がなされ、裁判が予定される場合のみに限られる、と政府提案を批判しています。この判決についても、近日、紹介したいと思って準備を始めています。

このほか、少年手続における弁護の意義と機能に関する弁護士、裁判官、書記官、検察官などのインタビューと裁判傍聴、刑事手続上の被害者・証人保護の手続の発展と関連させて、刑事法院とマジストレイト裁判所におけ

る被害者・証人への対人サービスの提供を行う証人サービスのインタビューと訪問調査も行いました。

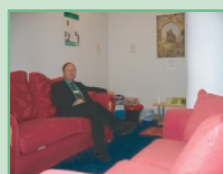
証人サービスは、被害直後から被害者に情報、助言、支援を手厚く提供する活動を続けています。全国にネットワークを有しているNGO、ヴィクティム・サポートの一セクションですが、ヴィクティム・サポートのコミュニティ・サポートとは、有機的連携を保持しつつも、独立して運営されています。証人サービスは、1994年からはじまり、1996年には全国すべての刑事法院に設置され、2003年には全国550か所のすべてのマジストレイト裁判所に設置されました。ヴィクティム・サポートのコミュニティ・サービスと同様、直接の対人サービスの多くをボランティアが担っています。ボランティアの数は、全部で14,000人を超えます。イギリスにおける被害者支援の規模の大きさが分かります。私はロンドン、カーディフ、ブラッドフォードの刑事法院とマジストレイト裁判所の証人サービスを訪問調査

カーディフ刑事法院の検察側証人待合室



もとは裁判官の図書室。

ブラッドフォード刑事法院の特別証人待合室



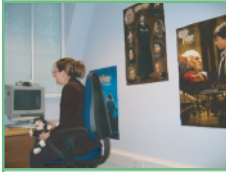
性犯罪被害者など特別に手厚い保護が必要な証人とその家族に用いられる。



カンバーウェル・グリーン・マジストレイト裁判所のビデオリンク室

写真は主任コーディネーター。裁判所はテムズ川南の犯罪多発地帯にあり、街中で出くわしたときの証人威迫も多いそうで、とにかく多忙とのこと。被害者・証人にいつも親身になって情報や助言、支援を提供していた。彼女は法学部出身である。

インナー・ロンドン刑事法院の子供用ビデオリンク室



17歳未満の子どもの証人はビデオリンクで証人尋問を受けることになる。部屋にはハリー・ポッターのポスターと人形。ポップ・アイドルのポスターが貼ってある女の子用の部屋、ディズニーやポケモンの幼児向けの部屋もあった。この裁判所の証人サービスは、全国で唯一、ビデオリンク支援の担当者をおいているが、写真がその人である。大学では犯罪社会学を専攻し、被害者支援の第一線で働きたいとヴィクティム・サポートに入ったそうである。

しました。とくに、ロンドンのカンバーウェル・グリーン・マジストレイト裁判所には数回訪問しました。また、証人用パンフレットの日本語訳を作成して提供したりもしました。これらについても、もう少し研究を深め、論文としてまとめたいと思っています。

3 紙幅が尽きましたが、イギリスでの最高の思い出のひとつは、ウィンブルドンの自宅周辺を毎日のように散歩したこと。古くて落ち着いた街並み、四季表情を変える高大な公園、家々の素晴らしいガーデニング、歩道を走るリスや空き地にいた狐など、いまでも目を瞑ると思ひ出します。ウィンブルドン・ホームシックです。

(くずの ひろゆき 刑法)



自宅近くのハンド・イン・ハンド

1970年のイギリス・バー・オブ・ザ・イヤー。散歩の後のビターが最高。夏には皆、草原に寝転がってビールを飲んでる。



朝から並んで入ったテニス選手権

芝生席でくつろぐながらスクリーン・モニター観戦もできる。遠くにウィンブルドン・ヴィレッジのセント・メアリー教会の尖塔がみえる。翌日はナブラティロワ組と対戦した杉山愛さんに一人で声援を送った。



よく散歩したウィンブルドン・コモンズ

ウィンブルドン・ヴィレッジの街並みを臨む。池ではよく犬が泳いでいた。

国際シンポジウム

樋爪 誠 *HIZUME Makoto*

12月10日、11日の両日、創思館1階カンファレンスルームおよびアカデメイア1階中野記念ホールにおいて、文部科学省科学研究費補助金（基盤研究（S））「グローバリゼーション時代における国際犯罪と人間の安全保障に関する総合研究」（研究代表・上田寛）および文部科学省科学研究費補助金（基盤研究（B））「グローバリゼーション時代の『人間の安全保障』構築に関する憲法学的研究」（研究代表・市川正人）という二つの研究プロジェクトを母体として、「グローバリゼーションと人間の安全保障の現段階」と称する国際シンポジウムが開催されました。

今回はとくに「ヒューマン・トラフィッキング」の問題を中心に取り扱いました。早稲田大学の西川潤教授、アメリカン大学法科大学院クラウディオ・グロスマン（Claudio M. Grossman）研究科長の基調報告をはじめ、実務家の方からは国際移住機関・谷村頼男移住問題総合政策局長、坂中英徳・法務省東京入国管理局局長、人身売買禁止ネットワーク共同代表を務める吉田容子弁護士が参加されました。さらに、米国のルイス・シェリー（Louise Shelley）博士、ジョン・ピカレーリ（John T. Picarelli）博士、ロシアからヤコフ・ギリンスキー教授、韓国から韓健洙（Han, Geon-

Soo）教授といった多彩な研究者も参加され、それぞれの角度から意見交換を行いながら、闊達な議論が繰り広げられました（肩書きで表示、敬称略）。6月に米国国務省により「人身売買監視対象国」として低い評価を受け、また、近時刑法の人身売買罪が改正されたこともあり、内外の関心は高く、2日間でのべ100余名の参加者があり、会場は両日も活気にあふれていました。

日本では「ヒューマン・トラフィッキング」を「人身売買」と訳すことがあります。今回のシンポジウムでも、当初は「人身売買」を用いることを考えていましたが、研究代表の上田寛教授の「うーん、なんかちがうんじゃないか」という一言で、原語のままとしました。しかし、それは決して上田教授の思い付きではありません。相当に練った（はずです）上での発言でした。たしかに、人身売買という言葉は、日本では、特定の業界の特殊な活動を指しているようで、狭い感じがします。上記の米国国務省のレポートがニュースになったときも、世論の反応は、「何の話、それ」という感じだったように思います。「日本で人身売買なんてないでしょう」というのが、本音なのでしょう。

しかし、期せずして起こったスマトラの大震災において、われわれは一つの現実と直面します。被災地から子供がいなくなるのです。売られていくのです。時には、養子縁組という隠れ蓑まで羽織って、巧妙に連れ去れるのです。「日本人の仕業じゃない」。そう祈ります。おそらく、直接的には違うでしょう。しかし、この子たちはこれからどういう人生を歩むのでしょうか。どういう仕事をするのでしょうか。そこに日本人は関与しないのでしょうか。お金をもらって商売をする子ども





西川 潤 氏



クラウディオ・グロスマン 氏



坂中英徳 氏



谷村頼男 氏

たちを前に、「お金をもらっているのだから」と言えるでしょうか。スマトラの事件はある種特殊な事件ですが、一般論としても、社会的に追い込まれた子どもたちを、または成人を、われわれが搾取している状況にないか、今一度確認する時期にあると痛感します。

人間は弱いから、個人の権利を個人で守るには限界がある。そういう意味で、「人間の安全保障」という考え方は、21世紀の地球市民社会のスローガンとして、非常に意味のあるものだ、と、受付で雑用をしながら痛感しました。

さて、シンポジウムの裏側は、例によってドタバタで、とてもお見せできるようなものではありません。実はこのテーマに絞り込んだのが9月のはじめで、報告者への招請もかなり遅れました。それでも、当初きいていただきと思った方々が全員ご参集いただけたのは、奇跡的であり、感慨もひとしおです。事務局の不手際を不問に付し、テーマの意義をお認めいただき、多忙中万難を排してお集まりいただいた報告者各氏にあらためてお礼申し上げます。また、法学部の先生方も、テーマへの関心度合いにかかわらず、学部全体でバックアップしていただいたことにお礼申し

上げます。

そもそも、国際私法担当の私がこのプロジェクトの事務局を担当しているのは、こういった最新の世界情勢に対する民事法の取り組みを喚起する「つなぎ役」だからと自認しています（「使いやすかったから」ではないと信じています）。公法とはいえ家族関係との関連が強い入管法や国籍法、いわゆる闇取引に対する私法上の救済の可能性、グローバリゼーションの指針となるべき競争社会像の構築、それらに共通する人権問題など、民事法理論の果たす役割は決して少なくありません。立命館にある知的資源を何とかこの世界情勢に効率的に活用できないか、議論を重ねながら取り組んでいきたいと思っています。

フロアには、多くの院生、学生諸君が「任意で」参加してくれました。講義の振替等、一定の動員策も検討しましたが、自然に任せてよかったと思います。若者を中心に、やや過剰な現場主義、実務主義があるかとも見受けまします。「大学でうだうだいても仕方がない」という悲観的な考え方があるかもしれません。たしかに、とりわけ社会科学においては、現実をみない学問には意味がないかもしれません。しかし、理念のない現場はもっと危

韓健洙 氏



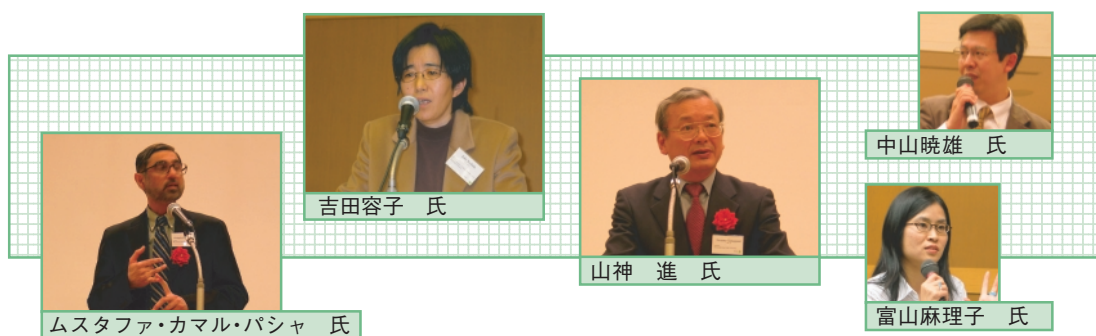
ヤコフ・ギリンスキー 氏



ジョン・ピカレーリ 氏



ルイース・シェリー 氏



険です。参加してくれた学生諸君はそれらを架橋してくれる人々だと思います。レベルの高い報告に浴して、大学でじっくり考えることも国際貢献であると思ってもらえたのなら幸いです。

われわれの研究はまだまだ続きます。やさしいけれど頑固な上田教授と、要求は多いけ

れど結構繊細な大久保史郎教授にはさまれて、神経質な私は身も細る思いの日々ですが、結構楽しくやっています。後2年間、プロジェクトの完成に向けて邁進したいと思います。これからも、どうぞよろしくお願いします。

(ひづめ・まこと 国際私法)



Overseas
Conference

海外出張報告

国際貢献型〈地球市民法曹〉 養成プログラムによる中国出張について

出口 雅久 *DEGUCHI Masahisa*

今回、2004年度法科大学院形成支援プロジェクトの一環として、筆者と法学部小田美佐子助教授が下記の通り中国へ出張して来ましたので、その概要を報告する。

(1) 北京出張

まず12月1日から3日までは、報告者(出口雅久)が単独で北京を訪問した。人民大学法学院および清華大学法学院において本学法科

大学院の国際貢献型地球市民法曹養成プログラムの一部である京都〈地球市民法曹〉セミナーについて説明を行い、両大学の来年度の学生参加を依頼した。また、人民大学法学院においては、法科大学院の現状について法律専攻修士課程の院生向けに講演会を開催した。

(2) 海口出張

2004年12月4日、5日の両日、中国教育部法学学科教学指導委員会、中国法学会法学教育研究会主催の「高度法律人材育成と中日韓法学教育改革」国際シンポジウムが中国海口市で行われた。各大学の法学部長を中心に、中国、韓国、日本より約200名が参加したが、本学法学部より報告者(出口雅久)と本学の小田美佐子助教授に参加・報告の機会を与えていただいたので、概要についてご報告する。

第1セッションでは、グローバリゼーション下の高度法律人材の育成目標と方法に関する報告・討議が行われた。

張文顯氏(中国法学会法学教育研究会副会長)は、国際機関で活躍する中国人職員が少ないことに触れ、その要因として、国際法の教育が不十分であること、法解釈・論証・推理に関する訓練が乏しいこと、外国語を十分にマスターできていないこと、異文化コミュニケーション能力に欠けることを指摘した上で、グローバルな視野、思考方法が必要だとの見解を述べた。

金東勲氏(韓国国民大学法科学院院長)は、韓国の司法試験制度を概観し、司法試験制度の運用に関する判例を紹介した上で、司法試験制度の問題と改善の方向性について述べた。韓国では司法試験に合格し、司法研修院での2年間を経て法曹となるが、2006年からは35単位以上の法学科目を履修しなければ司法試験を受験できないこと、2008年からはロースクール制度を導入する予定であること等について言及した。

私(出口雅久)は、立命館大学法科大学院が理念として掲げている「地球市民法曹養成」を取り上げて、国際人権、環境保護、消費者保護などのグローバルな法的課題に実践的に取り組んでいくことができる視野の広い法曹の養成の必要性について言及した。

呉漢東氏(中南財經政法大学学長)は、法学教育は司法試験を全く考慮に入れないわけにはいかないが、グローバルな視点を持った法律人材は、事実上重大な関心を寄せる必要があると指摘し、法学教育の国際化と高度化、法学教育の伝統と現代性の関係をいかにとらえるのかが大切だとの見解を示した。

討議では、グローバリゼーションとは何か、高度法律人材とは何か、学部横断教育の必要性、学部教育の分類の可能性、司法試験との関係、外国語による講義等に関する多くのコメント、意見が出され、幅広い議論が展開された。

第2セッションでは、中国の法律碩士專業學位制度(J.M.)と日本、韓国の法科大学院制度に関する報告がなされた。

杜国興氏(中国司法部司法試験司長)は、中国のJ.M.は複合型、実践型人材の育成を目標としているが、1996年から2003年までにJ.M.の設置認可を受けた大学は



教育部法学学科教学指導委員会 中国法学教育研究会 年会
“高級法律人材の培養と中日韓法学教育改革” 国際検討会 2004.12 中国・海口

39校、2004年9月にさらに6校が加わり、これまでの生徒募集数は29,448人、学位取得者は8,848人、J.M.在学生は20,600人であると紹介した。その上で、課題として、法学教育の類型化・構造化の必要性、J.M.と司法試験の関係、法学院と実務界の連携、J.M.育成モデルの改革を指摘した。

林載縞氏は（韓国釜山大学法科学院院長）は、教育目的に応じて、一般大学院、特殊（法務）大学院、専門大学院に分けられる韓国の法律専門大学院について、それぞれを目的、授業時間、学位、教育内容、教員の雇用、人材の輩出の点から紹介した。そして、問題点として挙げられることは、現状では、各大学院間の違いは明らかではなく、それぞれの大学院はその真の目標を達成できていない点等と述べた。

鈴木賢氏（北海道大学大学院法学研究科教授）は、日本の法科大学院設置の背景、2004年の状況、アメリカ・中国との比較、新司法試験、司法修習等を紹介した上で、成功するか否かは試験対策教育から脱却できるか否かにかかっており、司法試験が法学教育、内容、学生のインセンティブを左右する状況から抜けだし、市場が司法試験の合格者を決めるシステムに改めるべきとの見解を示した。

石少侠氏（中国国家検察官学院院長）は、高度法律人材のモデルは多元的なものでなければならないが、解決すべき問題は以下の4つであると指摘した。第一は、J.M.を現行の3年から2年にする必要があるか否かである。第二は、カリキュラムの問題である。第三は、特色があるか否かである。第四は、法学部卒業生にもJ.M.資格を認めるか否かである。なお、検察官については再教育の必要性、緊急性が課題だとのことである。

第3セッションでは、中日韓三国の法学教育改革の現状と展望に関する報告・討議がなされた。

李日世氏（韓国江原大学法科学院院長）は、韓国の現行制度、新教育共同体委員会案、法学教育改革共同研究員会案、司法改革推進委員会案を、それぞれ基本的性格、学位、教育年限、学部、管理機関、司法試験との関係、司法研修院等の点から比較して紹介を行った。そ



清華大学法学院院長王晨光と筆者

の上で、国家主導の法曹養成制度が法学教育の問題をより深刻化させており、悪循環を断ち切るためには、法学教育と法曹養成制度の密接な連携を強化すること、多元的な現代社会のニーズに応えられる専門性の高い法学教育システムを構築することが重要であると述べた。

霍憲丹氏（中国中央司法警官学院院長）は、J.M.の基本的性格は、システムティックなものであり、分業、重点があってしかるべきだとの認識を示した。また、学部横断的なものであり、他学部に対してオープンでなければならないが、同時に国際化を視野に入れる必要もあり、これらを前提とした上で育成目標を立てていくべきではないかと指摘した。

小田美佐子助教授は、日本の法学部の将来像として、従来型、リベラルアーツ型、準法曹実務家養成型、法学部廃止型など多様な可能性が考えられているが、他学部と異なる点は「リーガルマインド」の涵養であり、その現代性について言えば、諸科学の成果に立脚した法的な考え方の涵養をその目標とする必要があるのではないかと述べた。

討議では、大陸法の国が英米法の手法を導入することの意味、J.M.を学部教育の圧縮版だとする指摘への対処、司法試験合格率を基準にすることは是非、法学教育の統一性と多様性、学部教育の性質、カリキュラム等に関する多数の発言、提言がなされ、参加者の意欲的な姿勢がみられた。

なお、各セッションの質疑応答で、日本の法科大学院に関する質問が中国、韓国の参加者から出され、日本の各報告者が司法試験との関係、実務家教員、ケースメソッド、教材、ソ

クラテスメソッド、学生の反応等について答えた。

私は、最後の纏めとして、日本法をはじめとする大陸法の流れを汲んでいる韓国・中国などの法典を重視する諸国においては、これまでは裁判官の視点からの法学教育が行われてきており、その意味ではケース・ローを重要視するアメリカ型の法学教育は必ずしも最適ではないが、しかしながら、広くグローバルな法曹養成を考える場合には、裁判官以外の法曹をどのように養成して行くかが今後の法科大学院での重要な課題である点を指摘してシンポジウム結びの言葉とした。

(3) 海南大学および中国および韓国各大学の研究者との学術交流

12月6日・7日は、海南大学・現地政府機

関のお取り計らいで、海南省の歴史・文化について現地の視察旅行が開催された。私は、今回のシンポジウムに参加した170名の参加者のうち、80名以上の中国および韓国の法学部長ならびに副学部長と学術交流を行うことができた。現地では、日本語ができる研究者や英語が堪能な若手研究者とも今後とも積極的に交流するために意見交換を行い、京都セミナーについて説明し、来日を歓迎する旨を伝えたところ、多くの参加者からは是非京都を訪問したいとのご返事を頂いた。なお、中国法学会法学教育研究会が主催する次年度の大会は、来年6月に武漢大学で開催される予定である。

(でぐち・まさひさ 民事訴訟法)

My Book

自著紹介

『金融アンバンドリング戦略』

大垣 尚司 OHGAKI Hisashi

本書は本学『金融と法』東京講座の基本テキストとするべく、現時点における私なりの金融論をまとめたものである。

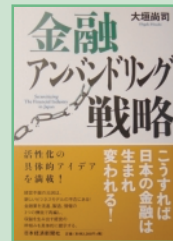
講義ではより具体的に先端金融技術に関する実務知識や法律問題を教えるが、それを羅列しただけでは役に立つ知識にならない。金融ビジネスの向かう方向性を枠組みとして示し、この中にそれぞれの金融技術を位置づける必要が以前にも増して高まっている。

こうした枠組みの一つとして普通名詞化した概念に「市場型間接金融」がある。この文脈では、前著『ストラクチャード・ファイナンス入門』(97年、日本経済新聞社)において、資産の証券化技術が、証券取引法のワンパッケージ規制を前提にすると素直に有価証券化につながらないこと。しかし、「流動化」は進むので水面下で銀行の二極分化が進行すること等を指摘した。

しかし、その後も逼迫状況から抜け出せない

『金融アンバンドリング戦略』

大垣 尚司 著
日本経済新聞社
2004年10月発行
定価¥2,310(税込)



い日本の金融ビジネスを抜本的に改革するためには、正面から金融を産業ととらえた上で、儲からない構造的な要因を分析して対応を考える必要がある。この場合、過去の石炭業や造船業とは異なり、需要に併せて企業数を減らせばよいというものでもない。金融サービスに対する需要そのものはむしろ増えているからである。

ではなぜ行き詰まっているのか。



◀ 個人研究室で

思うに、金融産業自体の収益性が落ちたのではなく、それを提供するビジネスモデルが実情に合わなくなったのではないか。

たとえば、銀行の窓口販売拡大議論は、「支店がこんなにあるんだから何でも売ってやる」という天動説的発想の域を出ない。我々が欲しいのはディスカウントストアなのである。金融にも流通革命が必要ではないか。

一方、何百という銀行がほとんど差別化の出来ない業務システムを1つずつ保有して業界全体で莫大なシステム経費を使っている現状は明らかにおかしい。1銀行の枠を超えた業界を通じた経費削減努力が必要ではないか。

こうしてたどり着いたのが証券化のアナロジーである。金融ビジネスを今のように業態縦割りではなく、機能別に横割りにしてはどうか。本書の主題は、こうした金融ビジネスの分解・再構築、すなわちアンバンドリングが必要だという点にある。

まず、序章と第一章で業態縦割りモデルの歴史と問題を指摘し、機能別横割りモデルを提示する。同時に資金循環表が示唆する金融の構造変化の可能性を指摘し、その中でも最もビジネスへの影響が大きい高齢者問題の見方について触れている。

第二章では顧客に金融サービスを提供する金融流通業という概念を提示し、ここ数年の代理・仲介関連の規制緩和によりその素地はほぼできあがってきていることを指摘する。

なお、現在の金融流通業者規制は各業態の業法内に点在して規定されているという問題がある。実際には同じ主体がいくつもの顔を持つことになるので、この際業法を統合して金融流通業法のようなものを作るべきではな

いか。金融商品販売法や今後導入が議論される投資サービス法のような行為規制はこの中に取り込んでいけばよいだろう。本書では触れなかったが、時間が許せば経済法や消費者保護法の先生と一緒に考えてみたい。

第三章では商品提供機能を受け持つ金融製造業という概念を提示する。私は商品提供機能に関する限り業態別業法によるきめ細かな監督体制を残してよいと考えている。ただ、その経営には、メーカー的なマーケティングとコスト管理に関するノウハウが欠かせない。日本の金融機関が非常に弱い部分なので、本章ではこの点に紙面を割いている。

第四章ではシステム・事務管理機能に相当する金融情報業という概念を提示する。ここでは思い切ったコスト削減を単独で実現することは無理だという点を指摘し、企業分割等を活用して税制の恩典のある沖縄金融特区等に事務センターを移転する欧米型の発想等にも言及する。

第五章ではリテールから企業向けビジネスに目を転じ、証券化以降の新技術の動向を紹介している。まず、企業セクターの大幅な資金余剰を背景にイントラメディエーション（金融の内部化現象）が進行する一方、手形利用の減少に伴い機能不全が指摘される企業間信用の新しい手段として電子債権の可能性について触れた。次に、これまで「金融」として位置づけられることの少なかったリスクファイナンスの手法について私なりの体系的な整理をしつつ、リスク証券化とART（Alternative Risk Transfer）、キャプティブ保険等新しい概念について説明している。

第六章はアンバンドリングの発想が公的金融にもあてはまることを示すために、住宅公庫改組の方向性について私見を展開している。この内容は社会資本整備審議会住宅地分科会でも大筋で採用された。

最終章では変化を

個人研究室で



実現する組織に欠かせないノウハウとしてプロジェクトマネジメントの考え方を分かりやすく説明した。金融に関係ない大学関係者にとっても多少ヒントになる内容が含まれているかも知れない。

ここ数年来の懸案だった本書の出版で、証券化以降の金融技術研究に一つの区切りをつけることができた。今年は、居住権の多様化や

そのファイナンスのあり方に関する基礎研究を継続しつつ、電子債権法の立法論や、新しく4部構成で法学部と大学院を通じて提供することにしたファイナンス法の講義案完成に注力したいと考えている。

(おおがき・ひさし 金融と法)

新刊図書コーナー



『『改正』少年法を検証する
一事件とケースから読み解く』

葛野尋之 著
日本評論社

2004年9月発行
定価¥2,520 (税込)



『保険法』

竹瀝 修・山下友信・
洲崎博史・山本哲生 著
有斐閣アルマ

2004年10月発行
定価¥1,995 (税込)



『新税理士春香の事件簿
一変わる税金裁判一』

三木義一 著
清文社

2005年1月発行
定価¥2,310 (税込)



『新破産法 Q & A』

小松陽一郎・木内道祥 編
青林書院

2004年12月発行
定価¥5,985 (税込)



『東アジアの冷戦と国家テロリ
ズム—米日中心の地域秩序の
廃絶をめざして—』

徐 勝 著
御茶ノ水書房

2004年12月発行
定価¥2,730 (税込)



『グローバル社会民主政の展望
—経済・政治・法
のフロンティア—』

デヴィッド・ヘルド 著
中谷義和・柳原克行 訳
日本経済評論社 2005年1月発行
定価¥2,625 (税込)



『家族法 新法学ライブラリ(9)』

二宮周平 著
新世社

2005年1月発行
定価¥3,255 (税込)



『分権推進と自治の展望』

水口憲人・田村悦一・
見上崇洋・佐藤 満 編著
日本評論社
2005年1月発行
定価¥4,095 (税込)



『刑事過失論の研究』

松宮孝明 著
成文堂

2005年2月発行
定価¥5,775 (税込)

天気晴朗ナレ共波高シ

木村 和成 KIMURA Kazunari



「05年」はどうも海が荒れる年らしい。100年前には日本海海戦、200年前にはトラファルガー海戦。こうした過去に自らの明日を重ねるのはずいぶんおこがましいことだが、学部・大学院での9年を終えようとしている今、まだ見ぬ海へと進もうとする私にはこのことがなにやら因縁めいたものを感じられる。

新たな境地への期待と不安、高ぶりは標題の秋山真之の電文がこれを端的に示してくれる。そこに籠められた秋山の真意を私はよく知らないが、職に就く機会を得てさしあたり晴れの空を得たことは私にとって幸運そのものというほかない。しかし、見上げた空は晴れでも目の前に広がる海の波はずいぶん高いようだと思ひしひしと感じるようになってきた。私は民法を専攻しており、人格権を中心に民法における権利とは何かという抽象的な問題を研究テーマとしてきたが、これからに向けて何かと準備をしていると民法の基本的な知識やその構造に対する理解がかなり不十分であることを改めて認識させられる。かつてある方からの賀状で「格に入り格を出づ」(芭蕉)という言葉を知ったが、これをわが身に引き直してみると自在を得るところかどうかや私はまだ格に入ることすらおぼつかない状態らしい。これまでの9年でせめて格に入り、格を出づ準備を整えるレベルまでには達していなければならないのに。民法全体に対して敏感なアンテナを立てつつ研究を進められなかったことが悔やまれる。

なにやら反省文を書いている気分になってきたが、悔やんでも先に進むしかないので積み残した思いは思いとして今後も忘れずにいたい。

さて、改めて振り返ると立命館の大学院というところは本当に居心地の良い場所だったように思うし、何よりも私は法研史上最も「時の運」に恵まれたヤツではないかとひそかに自負している。とりわけ指導教授の和田真一

先生をはじめとして非常に多くの先生に面倒を見ていただいた(面倒をおかけした)こと、良き朋輩に恵まれたことがそれだ。

和田先生、そして大河純夫先生にははかり知れぬ学恩を受けた。これまでの私の行動パターンからしてここでいろいろ言葉を並べてもお二方には訝られてしまうだろうから、これから後、あらゆる局面で恩返しをしたいと思う。そのほか、お一人お一人お名前を挙げることはできないが他の先生方にも大変お世話になった。そもそも人数が少なかったことが良かったのか、たくさんの先生方に個別にご指導いただく機会を多く得ることができた私は本当にツイていた。

そして、愛しき友よ(「新選組!」風に)。あなたたちがいたから鉄鉢袋を破ることなく京洛での日々を楽しく過ごすことができた。専攻・学年の垣根のない法研の伝統をこれからも大切にしていってほしいと思う。

さまざまに支えられながら何とか船出のときを迎えることができた。感謝の念とこの9年の月日で得たことを胸に抱きながら、波の向こうへ行ってきます。

(きむら・かずなり 民法)

*2005年4月より摂南大学法学部専任講師に就任
／NL編集委員会

Departure

出発

新しいスタートを前に

中林 啓一 NAKABAYASHI Keiichi

2005 年度より広島修道大学法学部専任講師（国際私法担当）として赴任させていただくこととなりました。本学の樋爪誠先生・酒井一先生・渡辺惺之先生をはじめ、在学中にお世話になった先生方および事務職員・大学院の先輩・同期・後輩など、学園関係者の皆様方に心よりお礼申し上げます。広島修道大学には本学法学研究科 OB の増田栄作先生もいらっしゃいます。先生には赴任前にもかかわらず、親身に相談に乗って頂き、感謝の念でいっぱいです。お世話になった多くの皆様方に少しでもご恩返しできますよう、これからも研究・教育活動に精進して参りたいと存じます。

私は、1993 年から 12 年間、本学に在籍させていただきました。もちろん、私の在籍期間は、立命館の長い歴史からみれば非常に短いですが、一学生としては、入学願書の文言に偽りなく Dynamic & Academic に変貌し続けた期間であったように思います。たとえば、私の入学当初は、すべての学部が衣笠キャンパスにあり、学内は大混雑でした。また、ほぼ満員の大教室でも夏に冷房が入らないのには少々閉口しました。しかし、その後 BKC 開学・全館冷房化などの教学改善がおこなわれたことはご承知の通りです。

私自身も、立命館では、広く国際私法を研究する機会を与えて頂きました。私は、現在、国際仲裁における国際私法問題に関心を持っています。具体的には、仲裁判断の基準に関する問題、国際仲裁合意の有効性をどの国の法に依拠して判断するかといった問題です。また、最近では、裁判外紛争手続（いわゆる ADR）全般にも関心があります。折しも日本でも ADR の重要性が認識され、仲裁法、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR 法）など、法制面の整備が進められているとこ



ろです。今後は、当事者にとって利用しやすい ADR の枠組みについても考えていきたいと思っています。

ところで、よく国際私法は難解であると言われる。また、国際公法と混同されることもしばしばです。さらに都合の悪い（？）ことに、日本の国際私法規定の多くが法例という名の法律にあるためか、「国際司法」・「法令」と誤記されることが多いのも国際私法の特徴です（ちなみに「紛争」も多いとか）。ただ、国家・地域間の価値観の相違を尊重しつつ問題点の解決を探る国際私法の方法は、他者への思いやり・尊重にも似て、私にとって非常に魅力的です。この魅力を一人でも多くの学生に伝えられるよう、微力ながら努力いたす所存です。

最後に、この場をお借りして、心配をかけた両親と弟にも感謝の念を記させていただきたいと思っています。ありがとうございました。

（なかばやし・けいいち 国際私法）

生田勝義教授

論文：「日本における治安法と警察—その動向と法的課題—」立命館法学 292 号 57-79 頁（立命館大学法学会，3 月）

講演：「治安と刑事立法—刑事法学における人権論の課題—」刑事法制委員会夏期合宿，日本弁護士連合会刑事法制委員会（8 月 29 日～30 日）

市川正人教授

共著：『ブリーメール憲法』（法律文化社，3 月）

『ケースメソッド公法』（日本評論社，4 月）

『現代の裁判 第3版』（有斐閣，4 月）

論文：「アメリカにおける法人の表現の自由」立命館大学人文科学研究所紀要 84 号 63-80 頁（3 月）
「マス・メディアの表現・報道の自由の限界」渡辺武達・松井茂記責任編集『メディアの法理と社会的責任』25-48 頁（ミネルヴァ書房，6 月）

「表現の自由と2つのポスティング摘発事件」法学セミナー 596 号 62-64 頁（日本評論社，8 月）

「国民参加と裁判員制度」法律時報 76 巻 10 号 41-45 頁（日本評論社，9 月）

鑑定意見：「鑑定意見書」後藤国賠訴訟弁護団編『ビデオ再生と秘密交通権 後藤国賠訴訟の記録』159-171 頁（現代人文社，7 月）

報告記録：「日本における違憲審査制の軌跡と展開」立命館法学 294 号 104-119 頁（立命館大学法学会，9 月）

対談：共著「公共の福祉と違憲審査基準」井上典之ほか編『憲法学説に聞く—ロースクール・憲法講義—』41-57 頁（日本評論社，5 月）

参考人発言：「統治機構のあり方に関する件（司法制度）」衆議院憲法調査会統治機構のあり方に関する調査小委員会，衆議院（2 月）

研究助成受領：科学研究費補助金（基盤研究B）「グローバル化時代の『人間の安全保障』構築に関する憲法学的研究」（研究代表）（継続）

指宿信教授

著書：編著『インターネット法情報ガイド』（日本評論社，10 月）

翻訳：共訳デイビッド・ジョンソン『日本における司法制度改革：警察の所在とその重要性』法律時報 2004 年 2 月号（日本評論社，2 月）

共訳アーノルド・ムーア『XMLと立法（上）』法律時報 2004 年 9 月号（日本評論社，9 月）

共訳アーノルド・ムーア『XMLと立法（下）』法律時報 2004 年 10 月号（日本評論社，10 月）

論文：「カナダにおける取調べ可視化と目撃証言問題：ソフォノー事件調査委員会報告によせて」季刊刑事弁護 38 号 144 頁（現代人文社，4 月）

「わたしのリーガル・リサーチ」「公法・刑法問題編」法学セミナー 2004 年 8 月号（日本評論社，8 月）

「法情報環境の変容と弁護士の役割—IT化の方向性をめぐって」自由と正義 2004 年 10 月号（日本弁護士連合会，10 月）

判例評釈：「在監者の信書の発受に関する制限を定めた監獄法 50 条，監獄法施行規則 130 条の規定は，憲法 21 条，34 条，37 条 3 項に違反しないとされた事例」<http://www.tkclx.ne.jp/commentary/index.html>（TKC社，4 月）

講演：「改正法の訴訟法的側面について」「サイバー犯罪条約関連の刑事法等改正に関する公開セミナー」情報ネットワーク法学会，ヤフー株式会社セミナールーム（5 月）

「サイバー犯罪をめぐる法と手続：条約と国内の動向をめぐる」関西大学大学院講演会，関西大学生協議会，関西大学（12 月）

論文座談会：特集「情報技術と司法制度改革」特集の趣旨、鼎談 法律時報 2004 年 3 月号（日本評論社，3 月）

解説：「サイバー犯罪条約批准および関連法規の改正とネット事業への影響（1-5・完）」スキャン・セキュリティ・マガジン 2004 年 4 月号—5 月号（ネットアンドセキュリティ総研株式会社，4 月）

「リーガル・リサーチ&ライティング」ロー・スクール・ジャーナル新司法試験（日本評論社，11 月）

宇野木洋教授

論文：「關於“後殖民理論”的幾個問題—日本学者怎樣看中国的“後学”併介紹日本的“後殖民理論”研究—」川上教授退職記念論集『立命館法学・別冊ことばとそのひろがり（2）』（3 月）

評論：「『現代性』の問題を『回避』しない眼差しのために—『中国二〇世紀文学を学ぶ人のために』書評への取りあえずの回答—」中国文芸研究会会報，第 275 号（9 月）

学会・座長：張修慎「台湾知識人における所謂『大東亜共栄圏』という思想」、牧野格子「吾文藻のアメリカ留学時期」日本現代中国学会，関西大学 100 周年会館（7 月）

国際シンポジウム・コメンテーター：劉紀蕙「從『不同』到『同一』：台湾皇民主体『心』的改造与精神的形式」について」中央研究院文哲所・中国文芸研

研究会共催，中央研究院文哲所，台湾（8月）

大垣尚司教授

著書：『金融アンバンドリング戦略』（日本経済新聞社，10月）

論文：「住宅金融公庫MBSをみる視点」証券アナリストジャーナル Vol.42 No.2 (2004.2) 43-57 頁（2月）

「金融商品の流通自由化を「経済教室」日本経済新聞朝刊 23 頁（5月17日）

「新型住宅ローンの登場による新たなビジネスモデルの展望—日本型住宅ローン仲介業の展開—」住宅 vol.53, 31-37 頁（8月）

「証券化市場の現状と今後の展望（全4回）」住宅金融月報 632.633.634.635, 各9-15 頁（9-12月）
「新時代の企業金融と電子債権法構想の意義」ジュリスト No.1276, 38-45 頁（10月）

政府委員：内閣官房都市再生委員会 都市再生戦略チーム，内閣府（通年）

高齢者の住み替え支援システム検討委員会，兵庫県（1-3月）

産業構造審議会産業金融部会 金融システム化に関する検討小委員会，経済産業省（通年）

産業構造審議会産業金融部会 新たな企業金融機能のあり方に関する検討小委員会，経済産業省（通年）
ファイナンス事業懇談会，経済産業省（通年）
ファイナンス事業懇談会 電子債権を活用したビジネスモデル検討WG，経済産業省（10月-）

社会資本整備審議会 住宅宅地分科会 基本制度部会臨時委員，国土交通省（10月-）

住宅供給事業者を通じた住宅ローンの供給方策に向けての調査研究会，国土交通省（1-3月）

住宅市場の発展に資する信託の活用に関する研究会，国土交通省（1-11月）

企業会計と税制等の将来像に関する研究会，金融庁（12月-）

大久保史郎教授

論文：「『中間団体』論の視点と課題」立命館大学人文科学研究所紀要 84 号 1-18 頁（3月）

学会報告：「人権論の現段階」日本公法学会総会，日本公法学会，北海道大学（10月）

大平祐一教授

書評：宮原一郎「近世中期の裁許と証拠文書—「裁許留」の分析から—」法制史研究 53 号 245-247 頁（創文社，3月）

報告：「法史学の黄昏」から「法史学のルネッサンス」へ，学術会議基礎法学・比較法学合同研連「基礎法学のレゾナントル」，学術会議基礎法学・比較法学合同研究連絡委員会，日本学術会議（5月）

シンポジウム：「法文化のなかの創造性—江戸時代に見る—」國學院大学日本文化研究所，國學院大学（1月）

「内済と裁判—歴史学と法史学の対話にむけて—」史学会シンポジウム「近世の法と制度の再検討」史

学会，東京大学（11月）

「法がうまれるとき—近世法史の立場から—」法制史学会シンポジウム「法が生まれるとき」法制史学会，京都大学（11月）

研究助成受領：科研費（基礎研究C）「『行政的な訴え』の類型と「日本型」処理手続—近世日本を対象として—」（第3年度）

岡本正治教授

論文：「弁護士倫理—弁護士の躰きの石—」日弁連研究叢書「現代法律実務の諸問題」所収 867-891 頁（第一法規，7月）

「短期貸借廃止と抵当権に関する法律上の諸問題」社団法人大阪土地協会会報 332 号 2-15 頁（大阪土地協会，12月）

報告：「区分所有建物の売主の瑕疵担保責任及び仲介業者の責任が否認された事例」不動産取引紛争事例等調査委員会，財団法人不動産適正取引推進機構（10月）

「仲介報酬請求権について」関西商事法研究会（10月）

講演：「訴訟代理人としての倫理」大阪司法書士会（7月）

「不動産取引紛争事例について」大阪府建築都市部建築振興課（11月）

調査：国土交通省委託調査、「媒介業務の円滑化に関する研究会」座長（主催、財団法人土地総合研究所、東京、平成16年3月「標準媒介契約約款等に関する検討業務」報告書）

岡野八代助教授

論文：「荒野のなかの人権」現代思想 第32巻第7号 180-193 頁（青土社，6月）

「家族の両義性」現代思想 第32巻第10号 124-130 頁（青土社，9月）

「全体主義の起源—アーレント—」現代思想 ブックガイド 60, 166-169 頁（青土社，9月）

「法二権利の世界とフェミニズムにおける「主体」」和田，櫻村，阿部編『法社会学の可能性』38-59 頁（法律文化社，9月）

書評：大越愛子『フェミニズムと国家暴力』情況 第3期第5巻第6号 198-203 頁（情況出版，6月）

講演：「イラク戦争」戦前・戦後「女性・戦争・人権」学会，高槻市総合市民センター（4月）

「今、従軍〈慰安婦〉にされた女性の声を聞く〈意味〉」全国証言集会，全国証言集会福岡支部，西南学院大学（11月）

学会報告：「人権概念の限界ノ可能性」政治思想学会，東北大学（5月）

「フェミニズムの新しい波—他者の視視／他者からの視線」政治学会，札幌大学（9月）

小田美佐子助教授

論文：「中国における物件行為論の展開」立命館法学 292 号 119-166 頁（立命館大学法学会，3月）

翻訳：『アジア憲法集』（中華人民共和国、香港、台

湾担当) 149-178 頁 179-208 頁 959-990 頁 (明石書店, 12 月)

報告:「日本における法学部教育の現状と展望」『高度法律人材育成と中日韓法学教育改革』国際シンポジウム, 中国人民大学法学院, 海口市 (12 月)

鹿野菜穂子教授

論文:「保証人の錯誤—動機錯誤における契約類型の意味」小林一俊博士古稀記念論集『財産法諸問題の考察』135-158 頁 (酒井書店, 3 月)

「契約の熟度と予約」椿寿夫編『予約法の総合的研究』204-230 頁 (日本評論社, 4 月)

「日本民法における『務』型予約と『方』型予約」231-253 頁 (日本評論社, 4 月)

「消費者団体による差止訴訟の根拠および要件について」立命館法学 292 号 167-184 頁 (立命館大学, 4 月)

「消費者団体訴訟の立法的課題——団体訴権の内容を中心に」NBL790 号 58-69 頁 (商事法務研究会, 8 月)

判例紹介:「特定の宗教典礼方式に従う旨の墓地使用権契約の拘束力 (最 (三) 判平成 14 年 1 月 22 日判時 1176 号 58 頁)」民商法雑誌 129 巻 4=5 号 704-708 頁 (有斐閣, 2 月)

学会報告:「電子商取引と消費者保護」第 4 回日蘭法シンポジウム, ライデン大学 (日蘭学会共催), ライデン大学 (8 月)

北村和生教授

論文:「行政訴訟制度改革と行政訴訟類型論」法律時報 76 巻 1 号 98-102 頁 (日本評論社, 1 月)

「行政訴訟における仮の権利救済」ジュリスト 1263 号 68-74 頁 (有斐閣, 3 月)

「国家賠償における違法と過失」ジュリスト増刊『行政法の争点 [第 3 版]』78-81 頁 (有斐閣, 9 月)

判例評釈:「非公開決定取消訴訟における訴えの利益の消滅」民商法雑誌 129 巻 4/5 号 679-691 頁 (有斐閣, 2 月)

「筑豊じん肺訴訟上告審判決」法学教室 290 号 126-127 頁 (有斐閣, 10 月)

教材:共著 芝池義一・高木光編『ケースブック行政法』325-345 頁 (弘文堂, 4 月)

学会報告:「国家補償概念と国家賠償法における違法性」日本公法学会第 2 部会, 日本公法学会, 北海道大学 (10 月)

葛野尋之教授

著書:『「改正」少年法を検証する』(日本評論社, 9 月)

論文:「刑事司法における被害とその回復」法社会学 60 号 117-133 頁 (3 月)

「共同研究の目的と被害者問題」刑法雑誌 46 巻 1 号 1-15 頁 (7 月)

「改正少年法の検証と被害者問題」龍谷大学・矯正保護研究センター研究年報 1 号 5-25 頁 (9 月)

「刑事被拘禁者の法的・社会的コミュニケーション

(1)」立命館法学 295 号 1-72 頁 (立命館大学法学会, 10 月)

“Jugendrecht und Jugenddelinquenz in Japan” 2004 (3) Neue Kriminalpolitik S. S. 106-112 (11 月)

「刑事被拘禁者の法的・社会的コミュニケーション (2)」立命館法学 296 号 30-89 頁 (立命館大学法学会, 12 月),

学会報告:“Juvenile Diversion and the Get-Tough Movement in Japan” アメリカ犯罪社会学会第 40 回年次大会, アメリカ犯罪社会学会 (11 月)

研究助成受領:科学研究費 基盤研究 C「少年事件情報の公開・非公開に関する日米比較法研究」

科学研究費 基盤研究 C「刑事手続における少年の手続参加の保障に関する日米英比較法研究」

倉田玲助教

学会報告:「司法審査の代表機能」関西アメリカ公法学会秋季研究会, 大阪大学 (12 月)

倉田原志助教

論文:「ドイツにおける団結権論の最近の動向」立命館大学人文科学研究所紀要 101-117 頁 (立命館大学人文科学研究所, 3 月)

小松陽一郎教授

共著:『最新版 事例解説個人再生—大阪再生物語一』(新日本法規, 1 月),『知的財産権事典』(丸善, 1 月), 編集代表『デジタルコンテンツ法 上巻・下巻』(商事法務, 6 月),『要点解説 新破産法』105-

121 頁 (商事法務, 10 月),『ケースでわかる 新破産法』105-129 頁 (金融財政事情研究会, 11 月),『破産管財手続の運用と書式』(新日本法規, 12 月)

共編著:『[増補版] 特許・実用新案の法律相談』(青林書院, 2 月),『一問一答 破産法大改正の実務』(経済法令研究会, 7 月),『新破産法 Q & A』(青林書院, 12 月),『意匠・デザインの法律相談』(青林書院, 6 月),『新版 一問一答 破産法大改正の実務』(経済法令研究会, 12 月)

共監修:『中国特許侵害訴訟の実務』(経済産業調査会, 7 月)

論文:「米国特許法上の均等論を適用した事例について」知財ふりずむ No.17 Vol.2 50-62 頁 (経済産業調査会, 2 月)

『「図書券の利用が可能である」との表示について不正競争防止法上の営業主体混同行為を認めた事例」知財管理 Vol.54 No.2 263-268 頁 (日本知的財産協会, 2 月)

共著 (司会)「座談会—大阪発・知的財産権訴訟の歴史と展望」判例タイムズ 1141 号 4-39 頁 (判例タイムズ社, 3 月)

「自由財産①—範囲, 拡張の裁判」金融法務事情 704 号 76-77 頁 (金融財政事情研究会, 4 月)

「自由財産②—実務の運用, 同時廃止」金融法務事情 705 号 58-59 頁 (金融財政事情研究会, 4 月)

「プロ・パテント政策と独禁法の役割」公正取引 644 号 44-45 頁 (公正取引協会, 6 月)

「グループ企業内での倒産手続上の種々の機関を渡り歩いて」事業再生と債権管理 105 号 186～188 頁 (金融財事情研究会, 7 月)

「商品形態模倣行為と独占的販売権者の保護主体性」知財ぶりずむ No.27 Vol.03 20～27 頁 (経済産業調査会, 12 月)

小山泰史教授

論文:「サブリース契約をめぐる判例法理の意義」立命館法学 293 号 1-47 頁 (6 月)

判例評釈:「いわゆるサブリース契約と借地借家法 32 条 1 項の適用の有無」TKC 法律情報データベース LEX/DB インターネット (ISSN1348-4591) http://www.tkclex.ne.jp/top_commentary.html (インターネット上で公表) (TKC 社, 2 月)

「制作物供給契約と動産売買先取特権の成否」TKC 法律情報データベース LEX/DB インターネット (ISSN1348-4591) http://www.tkclex.ne.jp/top_commentary.html (インターネット上で公表) (TKC, 5 月)

「集合債権譲渡担保契約を締結して譲受債権の弁済を受けたことが詐害行為にならないとされた事例」銀行法務 21 638 号 76-79 頁 (経済法令研究会, 10 月)

学会報告:「集合債権譲渡担保契約を締結して譲受債権の弁済を受けたことが詐害行為にならないとされた事例」代表・平井一雄 (銀行法務 21 掲載), 民法判例研究会, 関西学院大学 (7 月)

在外研究: Canada Toronto, CYork University, Osgoode Hall Law School (8 月～)

須藤陽子教授

判例評釈:「許可等の撤回と損失補償」行政法の争点 (第 3 版) 98-99 頁 (有斐閣, 9 月)

「生活保護を原資とする学資保険の満期保険金が収入認定の対象にあたらないとされた事例 (最判平成 16.3.16)」法学教室 289 号 148-149 頁 (有斐閣, 10 月)

徐勝教授

編著:『東アジアの冷戦と国家テロリズム—米日中心の地域秩序の廃絶をめざして—』(御茶ノ水書房, 12 月)

論文:「済州四・三事件から見た大量虐殺事件の清算と和解—「済州四・三事件真相調査報告書」を手がかりとして—」内海愛子=山脇啓造編『歴史の壁を越えて—和解と共生の平和学』187-216 頁 (法律文化社, 7 月)

講演:「在日同胞のアイデンティティの危機—「在日」論と「共生」論の陥穽」民主社会政策研究院第 21 回政策フォーラム, 尚志大学・韓国 (9 月)

「朝鮮半島の統一とアジアの平和」釜山大学統一フォーラム, 釜山大学 (11 月)

「9・11 以後の朝鮮半島と日本」『朝鮮半島と私たち』アジア太平洋資料センター・自由学校, 東京自由学校 (11 月)

「朝鮮民族の統一と東アジアの平和」「朝鮮半島の現状・統一を求めて」(講演と意見交流の集い) 日本と朝鮮との友好を進める会, サン・ビーチ岡山 (12 月)

学会報告:「東アジアの国家暴力と日本の平和主義の回転」韓国社会学会 2004 年度特別シンポジウム, 韓国社会学会, 高麗大学 (5 月)

高橋直人助教授

学位習得: 博士 (法学) 同志社大学 (9 月)

竹演修教授

共著書:『保険法 第 2 版』有斐閣アルマ・シリーズ 201-301 頁 (有斐閣, 10 月)

論文:「会社役員の保険事故招致—損害保険契約の場合—」損害保険研究 65 巻 3・4 号合併号創立 70 周年記念号 (Ⅱ) 339-367 頁 ((財) 損害保険事業総合研究所, 2 月)

判例批評:「地震保険契約締結の際の情報提供・説明義務」ジュリスト 1269 号 117-118 頁 (有斐閣, 6 月)

注釈:「関西保険業法研究会 保険業法逐条解説 (X X I)」生命保険論集 146 号 99-183 頁 ((財) 生命保険文化センター, 3 月)

学会報告:シンポジウム「募集行為規制の再検討」平成 16 年度日本保険学会大会, 上智大学 (10 月)

出口雅久教授

共著:「Japanische Entscheidungen zum Buergerlichen Recht I. Allgemeiner Teil und Kommentierungen」*Japanisches Recht Japanische Entscheidungen* 2 S. S. 255-258, S. S. 270-272, S. S. 274-277, S. S. 298-301 (Carl Heymanns Verlag KG, 5 月)

論文:「ドイツにおける団体訴権の経験と EU の消費者保護—日本への示唆と議論の論点」国民生活研究 44 巻 2 号 1-11 頁 (国民生活センター, 9 月)

講演:「日本の司法改革について」中国人民大学法学院講演会, 中国人民大学法学院, 北京 (12 月)

学会報告:「日本における法曹養成改革」シンポジウム「中国・韓国・日本における法学教育について」, 中国人民大学法学院, 海口市 (12 月)

ワークショップ:「商業規制について」「南半球・グローバルな視点から見た日本の法改正過程: 法曹養成制度とビジネス・ローを中心に」同志社大学法科大学院形成支援プロジェクト, 同社大学法科大学院 (11 月)

研究助成受領: 科学研究費・基盤研究 C 企画調査 (研究代表)

調査ほか: 米国・ワシントン大学ロースクール、ボストン大学ロースクール、ハーバード大学ロースクール、ボストン・カレッジ・ロースクール (8 月)

21日～9月6日)

徳川信治教授

論文:「国際人権規約実施過程に見る時間的管轄」
国際法外交雑誌第13巻第1号1-31頁(5月)

「国内裁判における自由権規約の援用」『国際人権規約と国内判例』27-45頁(解放出版社,7月)

研究報告:「自由権規約政府報告書審査手続の検討」世界人権問題研究センター(6月)

研究助成受領:科学研究費若手研究B(財)世界人権問題研究センター個人研究費

中谷義和教授

論文:「形成期のアメリカ政治学(一)」立命館法学第293号38-67頁(6月)

「形成期のアメリカ政治学(二)」立命館法学第294号48-90頁(9月)

「戦後アメリカ政治学小史」立命館法学第295号73-93頁(10月)

翻訳:F.カニンガム著『民主政の諸理論——政治学的考察』(御茶の水書房,3月)

D.ヘルド、M.K.アーキブージ著『グローバル化をどうとらえるか』(法律文化社,4月)

研究助成受領:科学研究費基盤研究C(研究題目名「形成期」アメリカ政治学の“アメリカ化”の現実の学史的探究) ニューヨーク州立大学オルバーン校にて聞き取り調査(9月)

中村康江助教授

研究助成受領:科学研究費若手研究B(2004-2006年度)各種事業組織体のガバナンス—集団投資スキームにおけるガバナンス構造の相互比較

信託研究奨励金(2004-2005年度)事業組織体のガバナンス—「信託」を軸にした相互比較

二宮周平教授

論文:「財産分与と年金分割判例の整理と今後の動向」立命館法学292号242-289頁(立命館大学法学会,3月)

「家族単位から個人単位へ—自己決定権からのドメスティック・パートナー法」赤杉康伸・土屋ゆき・筒井真樹子編『同性パートナー』66-86頁(社会批評社,7月)

「ジェンダー法学教育の効果—アンケート調査から」ジェンダーと法1号44-59頁(7月)

「意見表明と家族・福祉」子どもの権利研究5号12-19頁(7月)

「財産分与と年金分割? 未公表判例の検討と立法の動向」戸籍時報566号2-14頁(2月)

「戸籍の続柄記載は必要か(2)—東京地裁平16・3・2判決の検討」戸籍時報568号25-35頁(4月)

「戸籍の続柄記載は必要か(3)—当面の改正と将来展望」戸籍時報571号69-83頁(7月)

「別居・離婚後の親子の交流と子の意思(1)」戸籍時報574号2-16頁(9月)

判例評釈:「離婚に伴う財産分与として、夫の退職共済年金の30%を支払うよう命じた事例」判例タイ

ムズ1144号96-100頁(5月)

「面接交渉権を行使できる者は、特別の事情がない限り、間接強制により権利の実現を図ることができるとして事例」判例タイムズ1150号103-106頁(8月)

判例紹介:「民法900条4号ただし書前段の規定の合憲性」単著 民商法雑誌129巻4・5号735-740頁

報告:「不正競争防止法上の営業秘密の保護」日弁連知財研修,日弁連,大阪商工会議所(9月)

「改正破産法全体の手続の改正点」大阪弁護士会,大阪弁護士会館(10月)

「個人情報の保護」私立大学連盟西部地区,京都全日空ホテル(11月)

野口メアリー教授

学会報告:“Politics, the Media and Korean Language Acquisition in Japan” Symposium on Changing Language Regimes in Globalizing Environments, Europe and Japan, University of Duisburg-Essen, Duisburg, Germany, University of Duisburg-Essen, Duisburg, German(3月31日～4月2日)

“The Whys and Hows of (English-Japanese) Bilingualism” Developing Literacy Roundtable Discussion, 全国語学教育学会・京都支部,京都(6月)

平野仁彦教授

論文:「法の形成と「公共的理性」」田中成明編『現代法の展望』369-386頁(有斐閣,4月)

堀雅晴教授

論文:“Japanese Public Bureaucracy in the Era of Globalization” Ritsumeikan Law Review International Edition, No. 21, March(立命館大学法学会,3月)

翻訳:ベッカ・ケタネン「フィンランドの地方自治体は、どの程度民主主義的か?」『社会科学』第72号(同志社大学人文科学研究所,2月)

新聞談話:「今回の京都市長選で問われるもの」朝日新聞・京都市内版(1月)

「国民の疎外感増大」京都新聞・総合(6月)

その他刊行物発行:『2003日本政治論専門演習論文集』『公共政策実習プログラム・セレクト論文集』『2004年度版 学術論文の考え方・書き方』

本田稔教授

判例評釈:「刑法110条1条における「公共の危険」の意義」法学セミナー592号(日本評論社,4月)

「継続犯としての夜間路上継続駐車罪の実行行為と故意の内容」法学セミナー596号(日本評論社,8月)

「暴行・脅迫が財物の非占有者に対して行われた場合の強盗罪の成否」法学セミナー600号(12月)

研究報告:「刑事立法の現代的様相と民主主義刑事法学の課題」民主主義科学者協会法律部会2004年度学術総会,民主主義科学者協会法律部会,青山学院

大学 (11 月)

正木宏長助教授

論文:「行政法と官僚制 (1)」立命館法学第 296 号 1-29 頁 (立命館大学法学会, 12 月)

学位習得: 博士 (法学) 北海道大学 (12 月)

松井芳郎教授

論文:「グローバル化する世界における「普遍」と「地域」—「大東亜共栄圏」論における普遍主義批判の批判的検討—」『国際法外交雑誌』102 巻 4 号 1-22 頁 (国際法学会, 1 月)

“The Principle of ‘Common but Differentiated Responsibilities’” in, Nico Schrijver and Friedl Weiss, eds., *International Law and Sustainable Development* pp. 73-96 (Martinus Nijhoff, 8 月)

書評: 小寺彰『パラダイム国際法』『書齋の窓』No. 539, 42-46 頁 (有斐閣, 11 月)

条約集: 共編『ベーシック条約集』(第 5 版) 全 1114 頁 (東信堂, 4 月)

学会報告: “Anticipatory or Preemptive Self-Defense and the World Order under the UN Charter” Second International Law Conference, Indian Society of International Law, New Delhi (11 月)

講演: 「帝国・アメリカの大統領と国際平和秩序」立命館土曜講座, 立命館大学, 立命館大学末川記念館 (12 月)

松宮孝明教授

著書: 『過失犯論の現代的課題』(成文堂, 1 月)

『刑法総論講義 (第 3 版)』(成文堂, 3 月)

論文: 「『共謀罪』および国際組織犯罪対策のための刑事立法の動向」法学セミナー 590 号 60-64 頁 (2 月)

「詐欺罪における不法領得の意思について」立命館法学 292 号 304-316 頁 (3 月)

「21 世紀における新しい刑法典作成の可能性と条件」犯罪と刑罰 16 号 3-26 頁 (6 月)

「刑法における『行為』や『犯罪』とは何だろうか?」現代刑事法 6 巻 2 号 99-105 頁 (2 月)

「『結果無価値』と『行為無価値』って何?」現代刑事法 6 巻 4 号 99-106 頁 (4 月)

「生命保護に関する刑法と民法」現代刑事法 6 巻 6 号 30-36 頁 (6 月)

「『犯罪の体系』って何?」現代刑事法 6 巻 8 号 118-124 頁 (8 月)

「『因果関係』とか『客観的帰属』って何?」現代刑事法 6 巻 10 号 102-112 頁 (10 月)

「『不真正不作為犯』って何?」現代刑事法 6 巻 12 号 110-118 頁 (12 月)

判例研究: 「薬物犯罪を遂行するために共犯者から交付を受けて使用した航空券の価額追徴の可否」法学セミナー 591 号 121 頁 (3 月)

「特別公務員暴行陵虐罪と被害者の承諾」法学セミナー 595 号 121 頁 (7 月)

「標示のない時差式信号機がある交差点での右折事

故と『信頼の原則』」法学セミナー 599 号 121 頁 (11 月)

松本克美教授

論文: 「環境・公害訴訟と時効・除斥期間」(富井利安編集代表)『環境・公害法の理論と実践』309-328 頁 (日本評論社, 9 月)

「時効・除斥期間論の現状と課題」法律時報 76 巻 1 号 37-43 頁 (1 月)

「『国家無答責の法理』と民法典」立命館法学 292 号 317-382 頁 (立命館大学法学会 3 月)

「民法一条の二の可能性—戦後補償訴訟との関連で」法の科学 34 号 152-157 頁 (8 月)

その他: 「戦後補償訴訟と〈時の壁〉—正義は時を超えないのか」法律時報 76 巻 11 号 1-3 頁 (10 月)

判批: 「生命保険金請求権の消滅時効の起算点」法律時報 76 巻 12 号 89-92 頁 (1 月)

「重度身障者の車いす移動に際する介助駅員の一時放置と鉄道営業者の安全配慮義務違反」私法判例リマックス 29 号 54-57 頁 (7 月)

学会報告: 「安全配慮義務概念の拡張可能性—合意なき労働関係及び工事発注者の安全配慮義務論」日本労働法学会, 金沢大学 (5 月)

研究助成受領: 2004 年度立命館大学学術助成金「P T S D 被害に関する民事責任・時効問題の研究」

水口憲人教授

論文: 「都市の位相 (1)」政策科学 11-3 213-235 頁 (立命館大学政策科学会, 3 月)

「都市の位相 (2)」政策科学 12-1 13-25 頁 (立命館大学政策科学会, 9 月)

「行政研究と社会理論」季刊行政管理研究 107 1-3 頁 (行政管理研究センター, 9 月)

学会報告: 日韓行政学会交流事業韓国行政学会 (団長として) 参加 (10 月)

宮脇正晴助教授

論文: 「商標権者による権利行使が商標法 4 条 1 項 7 号所定の無効理由が存在することが明らかな商標権に基づくものとして権利の濫用にあたるとされた事例」特許研究 37 号 47-60 頁 (発明協会, 3 月)

「ソフトウェア開発委託契約とソースコードの扱い」知財管理 54 巻 12 号 1811-1824 頁 (日本知的財産協会, 11 月)

執筆: 「特許、著作権の最新動向」電気評論 89 巻 4 号 22-26 頁 (電気評論社, 4 月)

講演: 「商標法における稀釈化 (ダイリューション) 規制」特許庁 平成 16 年度法律研修, 工業所有権情報・研修館, 特許庁 (11 月)

報告: 「デジタルアーカイブと知的財産権」特許庁「平成 15 年度大学における知的財産権研究プロジェクト研究成果報告会」特許庁 (11 月)

研究助成受領: 文部科学省 平成 16 年度 大学知的財産本部整備事業「大学におけるデジタルコンテンツの知的財産権管理の在り方」(研究代表者)

村上弘教授

論文：「大阪府の財政一相乗りと与党体制の意味」関西大学法学研究所報告書（関西大学法学研究所）

編集：京都市政史の編集作業 京都市政史編纂委員会 京都市歴史資料館

審議会：滋賀県、分権時代のあり方研究会 滋賀県滋賀県庁

望月爾助教授

論文：「EU付加価値税の電子供給サービスに対する課税—第六次付加価値税指令の改正を中心に」『環境と経営』第10巻1号101-115頁（静岡産業大学経営研究所，6月）

「アメリカにおける納税者運動と納税者権利保障法の制定」『税制研究』第46号96-105頁（税制経営研究所，8月）

記事：「行政訴訟法改正と税務訴訟の改革」『不公平税制をただす会会報』第231号2-3頁（不公平税制をただす会（日本納税者連盟），11月）

学会報告：「金融所得課税の一体化と納税者番号制度導入に関する批判的検討」日本租税理論学会総会，日本租税理論学会，青山学院大学（12月）

安本典夫教授

論文：「日本の都市政策と都市法制」月刊自治フォーラム平成16年1月号12-17頁（第一法規，1月）

「住民訴訟・新四号訴訟の構造と解釈」立命館法学292号383-424頁（立命館大学法学会，3月）

「地籍調査の課題と展開の方向」大阪土地家屋調査士会制度研究会編『土地家屋調査士の業務と制度』所収243-264頁（三省堂，12月）

「強制加入制と調査士の在り方」大阪土地家屋調査士会制度研究会編『土地家屋調査士の業務と制度』所収271-293頁（三省堂，12月）

「先行行政処分後行事実行為の訴訟問題—都市計画法上の開発許可と開発行為としての工事を中心に—」小高剛先生古稀祝賀・現代の行政扮装165-186頁（成文堂，12月）

解説：「成田新幹線事件—新幹線工事実施計画の認可と抗告訴訟」淡路剛久・大塚直・北村喜宣編・別冊ジュリスト171号『環境法判例百選』92-93頁（有斐閣，4月）

逐条解説：土地家屋調査士法逐条解説47-62条「土地家屋調査士会・土地家屋調査士会連合会」大阪土地家屋調査士会制度研究会編『土地家屋調査士の業務と制度』所収116-149頁（三省堂，12月）

山田希助教授

論文：「契約の第三者効（上）——債権者代位権を素材として」NBL777号34-39頁（1月）

「契約の第三者効（下）——債権者代位権を素材として」NBL779号37-43頁（2月）

山田泰弘助教授

共著書：中東正文ほか編『新版「資本の部」の実務—改正商法・会計・税法』108-142頁147-149頁（新日本法規，3月）

論文：「企業再編対価の柔軟化と株主代表訴訟—外国会社株式または現金を対価とする企業再編が株主代表訴訟の原告適格に与える影響」立命館法学296号90-118頁（立命館大学法学会，12月）

講演：「株主代表訴訟はどう変わり、どう変わるか—監査役設置会社を中心に」日本監査役協会中部支部，名古屋（6月）

「会社法の基礎と商法改正」研修会，東北税理士会秋田県支部連合会，秋田（9月）

「取締役の責任法制と会社法改革の動向」連続研修会（法学ゼミ），近畿税理士会，大阪（10月6日、18日）

山本岩夫教授

論文：「短編小説『バスロブの女』を巡る論争—1930年代における日系アメリカ文学—」『ことばとそのひろがり（2）—川上勉教授退職記念論集—』339-358頁（立命館大学法学会，3月）

渡辺惺之教授

翻訳：翻訳ダグマー・ケスター・ヴァルチュン「民事訴訟のヨーロッパ化」阪大法学53巻5号223-244頁（1月）

判例解説：「外国特許権侵害に基づく差止め・廃棄請求及び損害賠償請求の準拠法」私法判例リマークス28号（下）154-157頁（2月）

「合意管轄」国際私法判例百選172-173頁（有斐閣，7月）「中華人民共和国との間の外国判決承認に関する相互の保証」ジュリスト1274号215-219頁（有斐閣，8月）

論説：「国際的な子の引渡紛争と家事調停」大阪家事調停29号31-33頁（3頁）

「インターネットによる国際的な民事紛争と裁判」高橋和之・松井茂記編『インターネットと法（第3版）』297-336頁（有斐閣，5月）

「Max Planck 研究所の管轄ルール提案について」季刊・企業と法創造早稲田大学21世紀COE《企業法制と法創造》総合研究所1巻3号265-277頁（商事法務研究所，11月）

学会報告：「Max Planck 研究所の管轄ルール提案について」早稲田大学21世紀COE研究会，早稲田大学（2月）

「知的財産関連外国判決の承認・執行」日韓共同セミナー，漢陽大学（Seoul）（9月）

「外的地底財産権侵害事件に関する Max Planck Institute 案の検討」早稲田大学21世紀COE研究会，早稲田大学（11月）

渡辺千原助教授

論文：「大規模被害の救済と弁護士の公益性」法社会学61号60-76頁（有斐閣）

「専門訴訟と裁判の変容」和田仁孝ほか編『法社会学の可能性』259-275頁（法律文化社，8月）

著書紹介：「治療法学と問題解決型裁判所」アメリカ法2004年1号76-83頁（日米法学会，7月）

Media
Coverage Ⅱ

学術交流・研究活動

(2004年11月～2005年3月)

■法学部定例研究会：

法政研究会／公法研究会／民事法研究会／政治学研究会／刑事法研究会

- 04年11月19日 民事法研究会：達川甲太郎氏「制裁的慰謝料に関する考察」、竹延邦義氏「瑕疵ある建築物における建築士の監理責任の検討」、本木広美氏「製造物責任における欠陥と因果関係の証明」、原口博仁氏「民法722条2項のいわゆる被害者側の過失の判断基準」、中川龍也氏「いわゆる民法722条2項の過失相殺に関する主張・立証責任の再検討」、松延咲氏「ADRの現況とモデル」、碩水音氏「インターネットの上の音楽著作権侵害訴訟について」、杉谷智彦氏「職務著作と職務発明の成立要件の比較」、入江勤氏「著作侵害を幫助・教唆する者の責任」
- 04年11月26日 公法研究会：本間由紀子氏「参議院の独自性—積極的に肯定される参議院のための検討—」、中島望氏「共犯からの離脱について」、丸山大輔氏「詐欺罪について—被害者の位置づけを中心に—」
- 04年11月26日 民事法研究会：安藤謙一氏「フランチャイズ契約と消費者契約法—」、田中野枝氏「契約の中心条項規制の可能性—学納金返還訴訟判決を題材に—」、西田朋代氏「医師の患者に対する結果報告義務」、石田哲平氏「不動産譲渡担保に仮登記担保法を類推適用できるか」、高野壮一氏「担保権の実行と圍繞地通行権—裁判平成5年12月17日判決を契機として—」、中尾浩子氏「事実婚の法的保護」、廣地由貴氏「所得税の配偶者控除制度と中立性の原則」、延命寺瞳氏「成年後見制度における能力判定」、中野千里氏「家事事件における子どもの意見表明権—家族関係修復の視点からの検討—」、泉晶子氏「国際養子縁組における子の利益保護」、藤村和広氏「商標の機能と商標権者の同意」、戸田裕之氏「敵対的企業買収に対する防衛策について」、瀬戸口靖三氏「単独事業者のライセンス拒絶に関する考察」、稲垣雅大氏「規制緩和と景表法」
- 04年12月3日 民事法研究会：岡田盛太郎氏「保証人が行使できる主たる債務者の権利の範囲について」森崇氏「代位債権者が行使できる債務者の権利の範囲に関する考察」、大橋紗弓氏「債権者取消権の法的性質および効果について」、陶山知佳氏「成年後見における医療行為の同意・決定」、仲谷真実氏「民法504条・担保保存義務を免除する特約に関する諸問題について」、加藤昌司氏「不動産売買における瑕疵修補請求」、蜜石純也氏「賃貸借契約終了時における諸問題」、入江保氏「違約金に関する判例とその分析」、新路朋子氏「生命侵害の損害賠償」、長砂浩之氏「交通事故と医療過誤の競合」、半田望氏「会社役員損害賠償保険の会社法における問題点」、中井崇雄氏「厚生年金の適用拡大」、五島雅樹氏「改正破産法下における一部免責の可能性」、谷村哲郎氏「成果主義人事下における人事裁量権の変容と公正評価」
- 04年12月10日・11日 国際シンポジウム：「グローバリゼーションと人間の安全保障の現段階」
- 04年12月11日 立命館土曜講座：松井芳郎氏「帝国・アメリカの大統領と国際平和秩序」
- 04年12月16日 公法研究会：小川貴之氏「モデル小説とプライバシー権」、上村能克氏「立法の不作为に対する違憲審査—在宅投票制廃止事件を通して—」、三好真明氏「財産権の規制と憲法29条2項の公共の福祉」
- 04年12月17日 公法研究会：芹澤悠氏「出入国管理及び難民認定法の制定—難民条約との関連で—」、岡田久氏「『訴訟後進国』日本を、法史学から考察する—訴えることと『民主主義—」、村橋建治氏「文化財保護法の経緯と展望」、宇佐美雅美氏「社会全体における女性の存在とは—妾制度の検討—」、杉浦愛氏「介護保険料違憲訴訟に見る問題点」、南山明美氏「国際社会における社会的正義についての一考察—貧困・弱者の人権を手掛かりとして—」、野呂和代氏「自己決定権と『自己責任』」
- 04年12月17日 政治学研究会：水垣佑規氏「消費者金融被害に対する対応策—多重債務者の生活再建に向けて—」

- 04年12月18日 立命館土曜講座：岡野八代氏「ジェンダーからみた帝国・アメリカの大統領」
- 05年1月7日 公法研究会：安井栄二氏「連結納税制度の研究—ドイツ法人税法における機関関係制度との比較を中心に—」
- 05年1月14日 公法研究会：清水伸一氏「海上麻薬取引に対する沿岸国の管轄権」
- 05年1月19日 山本岩夫法学部教授退職記念講義：山本岩夫氏「日系アメリカ人の文化活動—ロバータ・ウノとベリーナ・ハス・ヒューストンに焦点を当てて—」
- 05年1月22日 立命館土曜講座：指宿信氏「刑事裁判と目撃証言：誤判事件の教訓から」
- 05年1月28日 民法法研究会：村上康司氏「敵対的企業買収における株主とステークホルダーの地位—ポイズンピルの意思決定と取締役の責任—」、松久和彦氏「ドイツにおける夫婦財産制の研究」
- 05年1月29日 立命館土曜講座：松本克美氏「〈心の傷と癒し〉の民事責任」
- 05年2月1日 民法法研究会：岳衛氏「中国強制自動車責任保険制度における被害者の権利保護—日本法からの示唆—」
- 05年2月16日 政治学研究会：梶居佳広氏「イギリスからみた日本の植民地（朝鮮、台湾、満州）支配—戦間期外交報告（Annual Report）を中心に—」

■学術研究プロジェクト：

- 基盤研究 S 「グローバル化時代における国際犯罪と人間の安全保障に関する総合研究」
- 基盤研究 A (2) 「現代韓国の安全保障・治安法制の実証的研究」
- 基盤研究 B (2) 「グローバル化時代の『人間の安全保障』構築に関する憲法学的研究」
- 基盤研究 B (2) 「公共政策システムの再編と新しい公共空間の形成—人文・社会科学の革新」
- 基盤研究 C (1) 「国際訴訟と法曹養成」
- 基盤研究 C (2) 「『行政的な訴え』の類型と『日本型』処理手続——近世日本を対象として——」
- 基盤研究 C (2) 「都市計画法における公共性と財産権」
- 基盤研究 C (2) 「日韓渉外相続課税の理論的・実際的問題点と改革課題の法的研究」
- 基盤研究 C (2) 「憲法上の公私間関係と公共性—ドイツと日本の比較研究」
- 基盤研究 C (2) 「刑事手続における少年の手続参加の保障に関する日米英比較法研究」
- 基盤研究 C (2) 「甲類家事審判事件の審理構造に関する研究」
- 基盤研究 C (2) 「『形成期』アメリカ政治学の『アメリカ化』の内実の学史的 research」
- 若手研究 B 「裁判における言語の諸相」
- 若手研究 B 「環境法を中心とした行政による規制権限不行使と国家賠償責任に関する日仏比較研究」
- 若手研究 B 「英米法におけるプロシード (proceeds・価値変形物) 概念の検討」
- 若手研究 B 「複雑訴訟における正義—日米の大規模不法行為訴訟・医療過誤訴訟を素材に、その実体的正義・手続的正義の質と社会的フォーラムとしての機能を問い直す—」
- 若手研究 B 「欧州諸機関・国連による人権条約義務の領域的・時間的拡大と国際法理論への影響」
- 若手研究 B 「同姓結婚法制化を巡る議論を規定し、かつそこに投影される『政治的なもの』分析」
- 若手研究 B 「会社規模ごとの経営者責任追及制度の役割と態様」
- 若手研究 B 「各種事業組織体のガバナンス」
- 人文科学研究所：近代日本思想史研究会
- 国際地域研究所：東アジアの和解と平和研究
- 国際言語文化研究所：アイデンティティ研究会／日系文化研究会

RITS
Ritsumeikan
University

編 集 後 記

NL 40号をお届けします。この号は、年度末号でもあり、今年度で退職されるお二人の先生のご挨拶を掲載させていただいています。法学部を愛し、熱心に学生を教育された先生が去られるのは大変寂しいことですが、他方で、法学部・法学研究科から新しい研究者として3人の若手が他大学等へ巣立っていくことになりました。立命館法学部・大学院の理念が脈々と継承されているようにも思えます。さらに、本号の自著紹介から法学部の新しい動きも感じ取っていただけたら幸いです。

三木 義一 MIKI Yoshikazu



立命館ロー・ニューズレター

第40号 (2005年3月)

編集：立命館大学法学部ニューズレター編集委員会

発行：立命館大学法学部研究委員会・立命館大学法学会

京都市北区等持院北町56-1

TEL. 075-465-1111(代) / FAX 075-465-8294

<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/default.htm>